

学院発第20295号
2020年9月29日

原子力規制委員会 殿

住 所	東京都豊島区西池袋三丁目34番1号
名 称	学校法人 立教学院
代表者の氏名	理事長 戸井田 和彦

学校法人立教学院 立教大学原子力研究所の
原子炉施設の保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、学校法人立教学院 立教大学原子力研究所 原子炉施設の保安規定の変更認可を、別紙のとおり申請します。

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 学校法人 立教学院
住 所 東京都豊島区西池袋三丁目34番1号
代表者の氏名 理事長 戸井田 和彦

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 立教大学原子力研究所
住 所 神奈川県横須賀市長坂二丁目5番1号

3. 変更の理由

- (1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第12号）の制定、施行により、原子炉施設保安規定の条文の変更及び新規条文を追加するため
- (2) 保安活動他の見直しによる変更のため

4. 変更の内容

- (1) 改正法第3条の施行及び関連規則の一部制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項の変更、追加
- 1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の制定に伴う、品質マネジメントシステムに関する変更
 - 2) 検査制度の見直しに伴い、原子炉施設の保全のために行う工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理に関する措置を追加するとともに、関連事項の変更
 - 3) 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性気体廃棄物の管理において、国際放射線防護委員会勧告の放射線防護の基本精神 ALARA に則り保安活動を行うことを追加
- 4) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号、以下「試験炉規則」という。）の改正に伴う変更
- ①保安管理組織、職位、職務の追加・見直し
 - ②安全委員会の審議事項の見直し
 - ③保安教育に関わり、対象者の明確化、保安教育の内容の見直し、保安教育の計画の明記、保安教育の対象者と保安教育の内容の明確化、教育の頻度、保安教育の免除対象者の見直し

- ④設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る原子炉施設の保全に関する措置事項の追加
- ⑤原子炉施設に係る保安並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告に関する事項の変更・追加並びに対策、報告、公表に関わる事項の追加
- ⑥法令報告事故の追加及び報告先の見直しを行うと共に、理事長指示による対策、その報告並びに学外への公開を明記
- ⑦保安に関する技術情報の共有に関する事項の追加
- ⑧不適合に関する情報公開に関する事項の追加
- ⑨廃止措置の管理に関する事項の追加

(2) 保安活動他の見直しによる変更、追加

- 1) 用語の見直し（根拠規則の追加）
- 2) 規定改廃の手続きの見直し
- 3) 適用除外の手続きの明確化
- 4) 保修後の措置に関し、試験又は検査を明記
- 5) 改造又は取替え後の使用前自主検査の追加
- 6) 施設の巡視の見直し並びに性能維持施設の点検を追加
- 7) 固体廃棄物の管理に関し、放射能濃度の確認に関する事項を追加する。
また、廃止措置計画の実施によって発生した廃棄物の管理方法の見直しを行い放射性固体廃棄物の保管状況の検査と巡視を追加、並びに放射性固体廃棄物管理実施要領の制定
- 8) 排気中の放射性物質濃度の異常時の措置手続きの明確化
- 9) 緊急作業に従事する者の見直しを行うと共に内部被ばく防護管理の追加
- 1 0) 線量当量率、線量当量の測定に係る特別措置の結果報告の追加
- 1 1) 異常事態対策に関し、事前の措置に係る用意する資機材の見直し、工事中の事故の場合の処置を追加すると共に異常事態解除の手続きを追加
- 1 2) 記載の適正化

変更の内容の詳細は別添の新旧対照表に示す。

5. 変更保安規定の施行日

認可の翌日から施行するものとする。

旧						新						備考				
立教大学原子力研究所原子炉施設保安規定						立教大学原子力研究所原子炉施設保安規定										
実施	昭和36年	12月	7日	改正	2000年	6月	2日	実施	昭和36年	12月	7日	改正	2000年	6月	2日	
改正	昭和39年	8月	17日		2000年	11月	30日	改正	昭和39年	8月	17日		2000年	11月	30日	
	昭和49年	1月	9日		2001年	3月	30日		昭和49年	1月	9日		2001年	3月	30日	
	昭和53年	1月	11日		2002年	11月	22日		昭和53年	1月	11日		2002年	11月	22日	
	昭和55年	3月	3日		2004年	4月	14日		昭和55年	3月	3日		2004年	4月	14日	
	1982年	7月	9日		2005年	1月	4日		1982年	7月	9日		2005年	1月	4日	
	1983年	1月	12日		2007年	9月	10日		1983年	1月	12日		2007年	9月	10日	
	1987年	6月	19日		2014年	2月	8日		1987年	6月	19日		2014年	2月	8日	
	1989年	3月	31日		2016年	4月	1日		1989年	3月	31日		2016年	4月	1日	
					2016年	8月	26日						2016年	8月	26日	
					2017年	11月	28日						2017年	11月	28日	
					2020年	6月	27日						2020年	6月	27日	
													2020年	月	日	改正日追加
学校法人 立教学院 立教大学原子力研究所						学校法人 立教学院 立教大学原子力研究所										

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第37条第1項の規定に基づき、廃止措置段階の立教大学原子力研究所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安を確保し、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉施設による災害を防止することを目的として、<u>理事長がこれを定める。</u></p> <p>(第3条から移動)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 <u>本規定は、原子炉施設の保安管理に関して適用する。</u></p> <p>2 <u>本規定は、原子炉施設に勤務する者（以下「所員」という。）及び原子炉施設に立ち入る者に適用する。</u></p> <p>(用語)</p> <p>第3条 <u>この規定において使用する用語は、次項及び本文中に定める場合を除き「炉規法」及び「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）に定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>「廃止措置」とは、「学校法人立教学院立教大学原子力研究所立教大学研究用原子炉に係る廃止措置計画」に基づき実施する原子炉施設の解体、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄に関する作業をいう。</u></p> <p>(本規定の改定)</p> <p>第4条 理事長は、原子力研究所長（以下「所長」という。）の起案に基づき本規定を改定しようとする場合は、安全委員会の意見を尊重して、保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(細則の制定及び改廃)</p> <p>第5条 所長は、本規定に定める事項の細部について、次の各号に掲げる細則を定める。</p> <p>(1) 安全委員会運営要領</p> <p>(2) 応急措置要領</p> <p>(3) 品質保証計画書</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第37条第1項の規定に基づき、廃止措置段階の立教大学原子力研究所原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安を確保し、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉施設による災害の防止を図るために<u>遵守すべき事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(用語)</p> <p>第2条 <u>本規定において使用する用語は、特に定める場合を除き、炉規法、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総2府令第83号。以下「試験炉規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）（以下「品管規則」という。）の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>本規定において「廃止措置」とは、「学校法人立教学院立教大学原子力研究所立教大学研究用原子炉に係る廃止措置計画」に基づき実施する原子炉施設の解体、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄に関する作業をいう。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 本規定は、原子炉施設の保安活動に適用する。</p> <p>2 <u>本規定は、原子炉施設の保安活動を実施する者（以下「要員」という。）及び原子炉施設に立ち入る者に適用する。</u></p> <p>(修正の上、第2条へ移動)</p> <p>(本規定の改廃)</p> <p>第4条 本規定の改廃は、学校法人立教学院理事長（以下「理事長」という。）がこれを行う。</p> <p>2 <u>理事長は、第1章から第3章までにおける改廃に当たっては、立教大学原子炉施設統括本部（以下「統括本部」という。）及び保安監督者に諮問するものとする。</u></p> <p>3 <u>理事長は、第4章以降における改廃に当たっては、第9条に定める安全委員会及び保安監督者に諮問するものとする。</u></p> <p>第5条 削除</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>保安活動の見直しによる変更、追加 (根拠規定の追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>改正法第3条制定に伴う変更 (品質マネジメントシステムに係る変更、試験炉規則の改正に伴う変更) (試験炉規則第15条第2項第1号の制定による変更)</p> <p>保安活動の見直しによる変更 (規定改廃の手続きの見直し)</p> <p>同上</p> <p>(関係条文へ移動)</p>

旧	新	備考
<p>(4) <u>放射性廃棄物でない廃棄物取扱マニュアル</u></p> <p>(5) <u>その他本規定の施行に必要な細則</u></p> <p>2 <u>所長は、細則を制定する場合は、安全委員会の意見を尊重して、保安監督者の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の細則の改定及び廃止をするときも同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第6条 <u>原子炉施設の保安管理の組織は、第1図のとおりとする。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第7条 <u>原子炉施設の保安管理に関する各職位の任命と職務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>理事長は、原子炉施設の管理を立教大学総長に委任する。</u></p> <p>(2) <u>立教大学総長は、所長を任命し、原子炉施設に係る保安の業務を統括させる。</u></p> <p>(3) <u>所長は、管理室長（以下「室長」という。）を任命し、原子炉施設に係る保安の業務を行わせる。</u></p> <p>(4) <u>所長は、室長が不在等の場合にその業務を代行させるため、室長代理を選任することができる。</u></p> <p>(5) <u>所長は、原子炉主任技術者、第一種放射線取扱主任者又は核燃料物質取扱主任者の免状を有する者のうちから保安監督者を任命し、原子炉施設の保安に係る監督を行わせる。</u></p> <p>(6) <u>所長は、保安監督者が不在等の場合にその業務を代行させるため、保安監督者代理を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>室長は、原子炉施設の保安に係る以下の業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>原子炉施設の保守管理</u></p> <p>(2) <u>放射性廃棄物の管理</u></p> <p>(3) <u>放射線管理</u></p> <p>(4) <u>保安教育及び保安訓練の計画と実施</u></p> <p>(5) <u>原子炉施設に関する記録とその保存及び故障等の報告</u></p> <p>(第7条第1項第1号から移動)</p> <p>(第7条第1項第2号から移動)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第6条 <u>原子炉施設の保安管理の組織は、第1図のとおりとし、それぞれの職務は第7条から第8条の4までに定めるとおりとする。</u></p> <p>(理事長)</p> <p>第7条 <u>理事長は原子炉施設の保安活動を総理する。</u></p> <p>(修正の上、第7条の2第1項へ移動)</p> <p>(修正の上、第7条の2第2項へ移動)</p> <p>(修正の上、第8条の2第4項へ移動)</p> <p>(修正の上、第8条の2第5項へ移動)</p> <p>(修正の上、第8条の2第2項へ移動)</p> <p>(修正の上、第8条の2第3項へ移動)</p> <p>(修正の上、第8条の4第1項へ移動)</p> <p>(総長)</p> <p>第7条の2 <u>立教大学総長（以下「総長」という。）は、理事長を補佐するとともに、第10条に定める品質マネジメントシステムを管理し、原子炉施設の保安活動を統理する。</u></p> <p>2 <u>総長は、立教大学原子力研究所長（以下「所長」という。）を任命する。</u></p> <p>(立教大学原子炉施設統括本部)</p> <p>第8条 <u>統括本部は、第10条に定める品質マネジメントシステムに関する次の各号について、総長を補佐し、審議を行う。</u></p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステムの運用及び改善</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>改正法第3条制定に伴う変更 (試験炉規則の改正に伴う変更) (試験炉規則第15条第2項第1号の制定による変更 各職位の職務の見直し)</p> <p>改正法第3条制定に伴う変更 (品質マネジメントシステムに係る変更、 (試験炉規則の改正に伴う変更) (試験炉規則第15条第2項第1号の制定による変更、各職位の職務の見直し)</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>(新設) (第7条第1項第5号から移動)</p> <p>(第7条第1項第6号から移動)</p> <p>(第7条第1項第3号から移動) (第7条第1項第4号から移動)</p> <p>(第8条第2項及び第9条第3項から移動) (保安監督者の職務等)</p> <p>第8条 保安監督者は、次の各号に掲げる職務を行わなければならない。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関し、所長に対し意見を具申すること。 (2) 原子炉施設に係る業務を行う者に対し、助言又は指示をすること。</p> <p>(3) 保安に係る施設、記録、書類を確認すること。 (4) 年間保安計画、保安教育などの保安上の計画及び廃止措置計画変更案の作成に参画すること。 (5) 炉規法に基づいて所轄官庁に提出する報告書を審査また確認すること。 (6) 官庁が炉規法に基づいて行う検査に立ち会うこと。 (7) 原子炉施設の故障原因の調査に参画すること。 (8) 本規定の改定並びに細則の制定及び改廃に参画すること。 (9) その他原子炉施設の保安の監督を行うために必要な職務を行うこと。</p> <p>2 所長は、前項第1号の意見具申を受けたときは、その意見を尊重しなければならない。</p> <p>(第7条第2項から移動)</p> <p>(安全委員会)</p> <p>第9条 原子炉施設に係る安全性に関する次の事項について、審議を行うため、所長の諮問機関</p>	<p>(2) 本規定第1章から第3章までに係る事項 (3) その他品質マネジメントシステムに関する事項 (原子力研究所長)</p> <p>第8条の2 所長は、研究所における原子炉施設の保安活動を管理する。</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれにも該当する者から保安監督者を任命する。</p> <p>(1) 原子炉主任技術者、第一種放射線取扱主任者若しくは核燃料物質取扱主任者の免状を有する者又は技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 (2) 核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者</p> <p>3 所長は、保安監督者が入院その他のやむを得ない理由により長期にわたって職務に就けない場合には、その業務を代行させるため、保安監督者代理を選任することができる。</p> <p>4 所長は、管理室長（以下「室長」という。）を任命する。</p> <p>5 所長は、室長が入院その他のやむを得ない理由により長期にわたって職務に就けない場合には、その業務を代行させるため、室長代理を選任することができる。</p> <p>6 所長は、保安監督者の意見及び安全委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(保安監督者)</p> <p>第8条の3 保安監督者は、次の各号の業務を行うことで、研究所における原子炉施設の保安活動を監督する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関する、所長への意見具申 (2) 原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）に対する助言又は指示 (3) 本規定第4章以降に係る記録及び書類の確認 (4) 本規定第4章以降に係る事項の審査</p> <p>(第3号に統合) (削除) (削除) (削除)</p> <p>(5) その他原子炉施設の保安の監督に必要な職務 (修正の上、第8条の2第6項へ移動)</p> <p>(管理室長)</p> <p>第8条の4 室長は、次の各号に掲げる原子炉施設の保安の業務を行う。</p> <p>(1) 原子炉施設の保守管理 (2) 放射性廃棄物の管理 (3) 放射線管理 (4) 保安教育及び保安訓練の計画及び実施 (5) 原子炉施設に関する記録及びその保存並びに故障等の報告 (6) その他原子炉施設の保安に必要な業務</p> <p>(安全委員会)</p> <p>第9条 原子炉施設に係る安全性に関する次の各号について審議を行うため、研究所に諮問機</p>	<p>改正法第3条制定に伴う変更 (品質マネジメントシステムに係る変更) (試験炉規則の改正に伴う変更) (試験炉規則第15条第2項第1号の制定による変更、各職位の職務の見直し、保安監督者選任の要件の明記、保安監督者代理の選任理由の明記)</p> <p>(室長代理の選任理由の明記)</p> <p>(各職位の職務の見直し)</p> <p>(各職位の職務の見直し)</p> <p>(各職位の職務の見直し)</p> <p>改正法第3条制定に伴う変更</p>

旧	新	備考
<p>として安全委員会を置く。</p> <p>(1) 保安規定の改定及び細則の制定、改廃</p> <p>(2) 国の許認可を必要とする原子炉施設に係る変更</p> <p>(新設)</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>2 前項の委員会は、所長が選任する次の事項を専門とする委員及び保安監督者をもって構成する。</p> <p>(1) 原子炉施設の管理</p> <p>(2) 放射性廃棄物の取扱い及び管理</p> <p>(3) その他</p> <p>3 所長は、安全委員会の答申を受けたときはその意見を尊重しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>関として安全委員会を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 所轄官庁の許認可を必要とする原子炉施設に係る変更</p> <p>(2) 本規定第4章以降に係る事項</p> <p>(3) その他原子炉施設に係る安全性に関する事項</p> <p>2 前項の委員会は、次の各号のいずれかを専門とし、研究所に所属していない者から所長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>(1) 原子炉施設の管理</p> <p>(2) 放射性廃棄物の取扱い及び管理</p> <p>(3) その他原子炉施設又は放射性廃棄物に係る事項</p> <p>(修正の上、第8条の2第6項へ移動)</p> <p>3 所長は、安全委員会の運営について、安全委員会運営要領を定める。</p>	<p>(試験炉規則の改正に伴う変更)</p> <p>(試験炉規則第15条第2項第7号の制定による変更)</p> <p>第4条第2項及び同第3項の新設に伴う審議事項の見直し</p> <p>(安全委員選任の要件の明記)</p> <p>記載の適正化</p> <p>旧第5条第1項第1号の本条への移動</p>
<p>第3章 品質保証</p>	<p>第3章 品質マネジメント</p>	
<p>(品質保証計画の策定)</p> <p>第10条 所長は、品質保証活動の実施のために、品質保証計画を策定しなければならない。</p>	<p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第10条 理事長は、原子炉施設の安全を達成、維持、向上させるための業務に係る品質管理に必要な体制を品質マネジメントシステムとして確立し、実施し、評価確認し、及び継続的に改善するために、品質マネジメント計画を別添のように定める。</p>	<p>改正法第3条制定に伴う変更</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る変更)</p> <p>(試験炉規則の改正に伴う変更)</p> <p>(試験炉規則第15条第2項第2号の制定による追加)</p>
<p>(職務及び組織)</p> <p>第11条 所長は、品質保証体制の構築、品質保証活動の実施・評価及びその継続的な改善、必要な文書及び記録(監査を含む。)について責任を負わなければならない。</p> <p>2 所長は、品質保証活動を実施するために、第2図に示す品質保証に係る組織を明確にしなければならない。また、品質保証に係る業務の総括を行う者として、品質保証責任者を選任しなければならない。</p> <p>3 所長は、品質保証計画に基づき、内部監査を行うため内部監査員を選任する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(廃止措置に係る品質マネジメントシステム)</p> <p>第11条 廃止措置に係る品質マネジメントシステムには、前条に定める品質マネジメント計画を準用する。</p>	<p>改正法第3条制定に伴う変更</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る変更)</p> <p>(試験炉規則の改正に伴う変更)</p> <p>(試験炉規則第15条第2項第3号の制定による追加)</p>
<p>(品質保証活動の実施)</p> <p>第12条 所長は、前条に定める品質保証に係る組織に属する者に対し、品質保証計画に基づく保安に関し、必要な個々の業務の計画、実施、評価(監査を含む。)及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させなければならない。</p> <p>2 所長は、品質保証活動を実施するに当たって、前条に定める品質保証に係る組織に属する者に対し、第1表に掲げるところに従い品質保証活動に係る教育を実施しなければならない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(廃止措置の保安と管理)</p> <p>第12条 廃止措置に係る保安の業務は、関係法令及び本規定を遵守して、実施する。</p> <p>2 廃止措置の段階に応じ、認可された廃止措置計画において定めた性能維持施設を、保守管</p>	<p>改正法第3条制定に伴う変更</p> <p>(試験炉規則の改正に伴う変更)</p> <p>(試験炉規則第3条の7、試験炉規則第</p>
<p>(新設)</p>		

旧	新	備考
<p>(品質保証活動の評価)</p> <p>第13条 所長は、品質保証計画に基づき、定期的に内部監査を実施し、品質保証活動の評価を行わなければならない。</p> <p>2 所長は、品質保証計画に基づき、品質保証活動の結果、発生した不適合の管理を行わなければならない。</p> <p>(品質保証計画の継続的改善)</p> <p>第14条 所長は、品質保証計画に基づき、定期的なマネジメントレビュー及び発生した不適合に係る是正処置又は予防処置を通じて、品質保証活動の継続的改善を行わなければならない。</p> <p>(文書及び記録)</p> <p>第15条 所長は、品質保証活動の実施のために必要な文書及び記録を品質保証計画において明確にしなければならない。</p>	<p>理する。</p> <p>3 室長は、廃止措置作業の計画及び廃止措置の実施の管理並びに廃棄物の管理について、必要な事項を記録し、これを保管しなければならない。</p> <p>第13条 削除</p> <p>第14条 削除</p> <p>第15条 削除</p>	<p>15条第2項第21号の制定による追加)</p> <p>改正法第3条制定に伴う変更 (品質マネジメントシステムに係る見直し)</p> <p>改正法第3条制定に伴う変更 (品質マネジメントシステムに係る見直し)</p> <p>改正法第3条制定に伴う変更 (品質マネジメントシステムに係る見直し)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 原子炉施設の保守管理</p> <p>(年間保安計画)</p> <p>第16条 所長は、年度開始前に原子炉施設の管理に関して年間保安計画を定める。</p> <p>2 所長は、年間保安計画を定める場合には、保安監督者の同意を得なければならない。年間保安計画を年度途中に変更する必要がある場合も同様とする。</p> <p>3 年間保安計画は、次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) 第22条に規定する施設定期自主検査等</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に伴う工事等</p> <p>(3) 保安教育・訓練予定日その他必要な事項</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 原子炉施設の保守管理</p> <p>(年間保安計画)</p> <p>第16条 所長は、年度開始前に原子炉施設の管理に関して年間保安計画を定める。</p> <p>2 所長は、年間保安計画を定める場合には、保安監督者の同意を得なければならない。年間保安計画を年度途中に変更する必要がある場合も同様とする。</p> <p>3 年間保安計画は、次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) 第22条に定める定期事業者検査</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に伴う工事等</p> <p>(3) 保安教育・訓練予定日その他必要な事項</p> <p>(性能維持施設並びに施設管理方針及び施設管理目標)</p> <p>第16条の2 試験炉規則の定める性能を維持すべき原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）は、第1表のとおりとする。</p> <p>2 理事長は、性能維持施設の管理に関する方針（以下「施設管理方針」という。）を定める。</p> <p>3 所長は、施設管理方針に従い、保安監督者による同意を得て、達成すべき施設管理の目標（以下「施設管理目標」という。）を定める。</p> <p>4 所長は、原子炉施設の管理について、施設管理実施要領を定める。</p> <p>(施設管理実施計画)</p> <p>第16条の3 所長は、定期事業者検査を開始しようとするときは、保安監督者の同意を得た上で、次に掲げる事項を含めた原子炉施設の管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）を策定する。</p> <p>(1) 計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 巡視に関すること。</p>	<p>改正法第3条制定に伴う変更 (検査制度の制定に伴う変更)</p> <p>改正法第3条制定に伴う変更 (検査制度の制定に伴う追加) (試験炉規則の改正に伴う追加) (試験炉規則第3条の8~12、同規則第15条第2項第18号の制定による追加)</p> <p>同上</p>

旧	新	備考
<p>(新設)</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第17条 廃止措置に伴う作業により装置又は機器等の維持管理の必要がなくなった場合には、当該装置又は機器等に係る本章の規定は適用しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第18条 室長は、原子炉施設の鍵を、貸出者、貸出・返却時刻を記録した貸出簿で管理するものとする。</p> <p>(警報装置の作動条件)</p> <p>第19条 室長は、第2表に定める値以下で警報が作動するように警報装置の作動値を設定しておかなければならない。</p> <p>(室長の確認事項)</p> <p>第20条 室長は、放射性気体廃棄物の廃棄施設の作動を確認し、また、作動を開始したときは、第3表に定める項目について確認しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の確認の結果、不適切な事態を認めた場合には、原因を究明しこれを取り除き、保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>3 室長は、換気の停止後、じんあいモニタ遠隔操作盤を確認しなければならない。</p> <p>4 室長は、前項の確認の結果、異常が認められた場合には、異常確認に関する次条の規定を適用する。</p> <p>(異常確認の措置)</p> <p>第21条 室長は、次の各号のいずれかに定める事態を認めたときは、その原因を確認し除去しなければならない。</p> <p>(1) 計器類の指示が通常の指示値と明らかに異なる場合</p>	<p>(4) <u>点検、検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p>(5) <u>工事及び点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>設計、工事、巡視、点検及び検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p>(8) <u>施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p><u>(施設管理の実施、評価及び反映)</u></p> <p>第16条の4 室長は、施設管理実施計画に従って原子炉施設の管理を実施し、その結果を保安監督者及び所長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告を受けて施設管理実施計画を評価して、その結果を室長に通知し、次期の施設管理実施計画に反映させるように室長に指示する。</p> <p>3 所長は、毎年度、施設管理目標を評価し、その結果を速やかに施設管理目標及び施設管理実施要領に反映させる。</p> <p>4 理事長は、毎年度、施設管理方針を評価し、その結果を速やかに施設管理方針に反映させる。</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第17条 廃止措置に伴う作業により設備、機器等の維持管理の必要がなくなった場合には、当該設備、機器等に対し、第16条から第16条の4まで及び第18条から第26条の2までの規定を適用しない。</p> <p>2 所長は、前項に定める場合へ該当すること及び当該設備、機器等の判断について、安全委員会に諮問し、保安監督者の同意を得て行う。</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第18条 室長は、原子炉施設の鍵を、貸出者、貸出・返却時刻を記録した貸出簿で管理するものとする。</p> <p>(警報装置の作動条件)</p> <p>第19条 室長は、警報装置のしきい値を第2表に掲げる値以下に設定しなければならない。</p> <p>(気体廃棄物の廃棄施設に係る確認事項)</p> <p>第20条 室長は、気体廃棄物の廃棄施設の作動を確認し、また、作動を開始したときは、第3表に掲げる項目について確認しなければならない。</p> <p>(第3項に統合)</p> <p>2 室長は、気体廃棄物の廃棄施設の停止後、じんあいモニタ遠隔操作盤を確認しなければならない。</p> <p>3 前2項の確認において異常が認められた場合には、次条の規定を適用する。</p> <p>(異常確認の場合の措置)</p> <p>第21条 室長は、次の各号のいずれかに定める事態を認めたときは、その原因を確認し除去しなければならない。</p> <p>(1) 計器類の指示が通常の指示値と明らかに異なる場合</p>	<p>改正法第3条制定に伴う変更</p> <p>(検査制度の制定に伴う追加)</p> <p>(試験炉規則の改正に伴う追加)</p> <p>(試験炉規則第3条の8~12、同規則第15条第2項第18号の制定による追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>保安活動の他の見直し</p> <p>(廃止措置の進捗に伴う原子炉施設の保守管理の除外の記載の適正化)</p> <p>(適用除外の手続き追加)</p> <p>(変更なし)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p>(2) 電源に異常が生じた場合</p> <p>(3) 第2表に示す警報作動条件を超えて警報が作動した場合</p> <p>(4) その他原子炉施設に異常と認められる箇所や状況が発生した場合</p> <p>2 室長は、原因を除去することが困難な場合には、保安監督者に連絡し助言を求め。</p> <p>(施設定期自主検査)</p> <p>第22条 室長は、次の各号に掲げるところにより、廃止措置計画においてその機能を維持すべきとした期間中、年1回施設定期自主検査を実施しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器について、第4表(1)に掲げるところにより校正を行うこと。</p> <p>(2) 原子炉施設の保安のために特に管理を必要とする設備について、第4表(2)に掲げるところにより機能が維持されているかどうかの検査を行うこと。</p> <p>2 室長は、施設定期自主検査の実施計画を作成し、保安監督者の同意を得るとともに、所長の承認を得なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 室長は、第1項各号の結果を所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>4 室長は、廃止措置に伴う作業によって第1項に定める機器等について維持管理の必要がなくなった場合であって、第17条の定めるところにより当該機器等について第1項に定める検査を省略する場合は、保安監督者の同意及び所長の承認を得なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(第3項から移動)</p> <p>(新設)</p> <p>(保修)</p> <p>第23条 室長は、原子炉施設に保修の必要な状態を認めるときは、直ちに保修し、正常な状態に復帰させなければならない。</p> <p>2 前項において機器(供用期間中に施設の設計及び工事の方法の認可を受けた機器に限る。)の取替えを行う場合は、その機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上としなければならない。ただし、同等もしくは同等以上でない場合は第25条に定めるところによる。</p> <p>3 第1項において部品の取替えを行う場合は、設備または機器の機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上としなければならない。ただし、同等もしくは同等以上でない場合は第25条に定めるところによる。</p> <p>4 室長は、第1項の保修を行うに当たり、あらかじめ、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>5 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>6 所長は、第2項に係る計画について安全委員会に諮問する。</p> <p>(保修後の措置)</p> <p>第24条 室長は、保修が終了した場合は、当該施設の点検又は性能試験を行い、実施した作業</p>	<p>(2) 電源に異常が生じた場合</p> <p>(3) 第2表に示す警報作動条件を超えて警報が作動した場合</p> <p>(4) その他原子炉施設に異常と認められる箇所や状況が発生した場合</p> <p>2 室長は、原因を除去することが困難な場合には、保安監督者に連絡し助言を求め。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第22条 所長は、試験炉規則の定めるところに従って、性能維持施設について、定期事業者検査を実施しなければならない。</p> <p>2 室長は、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた定期事業者検査実施要領書を作成し、保安監督者の同意及び所長の承認を得なければならない。</p> <p>3 所長は、検査の方法を変更する場合には、その変更について、安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p>(修正の上、第5項に移動)</p> <p>(削除)</p> <p>4 所長は、定期事業者検査の対象となる施設の保修又は点検に関与していない要員に、検査を実施させなければならない。</p> <p>5 室長は、試験炉規則に定められた記録を作成し、検査結果を保安監督者及び所長に報告しなければならない。</p> <p>6 室長は記録を試験炉規則に定められた期間保存しなければならない。</p> <p>(保修)</p> <p>第23条 室長は、原子炉施設に保修の必要な状態を認めるときは、直ちに保修し、正常な状態に復帰させなければならない。</p> <p>2 前項において機器(供用期間中に施設の設計及び工事の方法の認可を受けた機器に限る。)の取替えを行う場合は、その機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上としなければならない。ただし、同等もしくは同等以上でない場合は第25条に定めるところによる。</p> <p>3 第1項において部品の取替えを行う場合は、設備または機器の機能を変えず、性能を同等もしくは同等以上としなければならない。ただし、同等もしくは同等以上でない場合は第25条に定めるところによる。</p> <p>4 室長は、第1項の保修を行うに当たり、あらかじめ、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>5 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>6 所長は、第2項に係る計画について安全委員会に諮問する。</p> <p>(保修後の措置)</p> <p>第24条 室長は、保修が終了した場合は、当該施設の試験又は検査を行い、実施した作業と</p>	<p>改正法第3条制定に伴う変更 (検査制度の制定に伴う追加) (試験炉規則の改正に伴う追加) (試験炉規則第3条の8~12、同規則第15条第2項第18号の制定による追加)</p> <p>第17条第1項の新設に伴う削除</p> <p>(変更なし)</p> <p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p>とその結果を記録し、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(改造及び取替)</p> <p>第25条 室長は、許認可を必要とする原子炉施設の改造（廃止措置の実施による解体、撤去、第23条に該当しない機器等の取替えを含む。）を行う場合には、あらかじめ、その目的、理由、改造等後の特性の変化及びその対策について具体的に検討の上、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の計画について安全委員会に諮問する。</p> <p>4 室長は、第1項の原子炉施設の改造等の作業が終了したときは、実施した作業とその結果を記録し、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p>	<p>その結果を記録し、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p> <p><u>2 前項の検査を前条第2項に従って取替えた機器について実施する場合には、当該施設に係る定期事業者検査の方法を準用し、当該機器の取替えに関与していない要員に検査を実施させる。</u></p> <p>(改造及び取替)</p> <p>第25条 室長は、許認可を必要とする原子炉施設の改造（廃止措置の実施による解体、撤去、第23条に該当しない機器等の取替えを含む。）を行う場合には、あらかじめ、その目的、理由、改造後の特性の変化及びその対策について具体的に検討の上、計画を作成し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認に当たって保安監督者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の計画について安全委員会に諮問する。</p> <p>4 室長は、第1項の原子炉施設の改造等の作業が終了したときは、実施した作業とその結果を記録し、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>(使用前自主検査)</p> <p><u>第25条の2 室長は、前条の改造又は取替えを行った場合には、使用前自主検査を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 室長は、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた使用前自主検査実施要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>3 所長は、前項の承認に当たって、安全委員会に諮問した上で、保安監督者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 室長は、使用前自主検査の対象となる施設の改造等又は機器の取替えに関与していない要員に検査を実施させなければならない。</u></p> <p><u>5 室長は、検査の記録を作成し、検査結果を保安監督者及び所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>6 室長は、記録を試験炉規則に定められた期間保存しなければならない。</u></p>	<p>保安活動の見直しによる変更 (定期事業者検査の準拠、検査の独立性の追加) (変更なし)</p> <p>保安活動の見直しによる変更 (使用前自主検査の追加)</p>
<p>(新設)</p> <p>(巡視)</p> <p>第26条 室長は、次の原子炉施設について毎週1回の巡視を行い、結果を記録しなければならない。</p> <p>(1) 炉室及び原子炉本体 (生体遮へい体)</p> <p>(2) 電源及び気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(3) 固体廃棄物の保管場所</p> <p>2 室長は、前項の場合において異常があると認められる場合は、<u>原因を究明し、原因を取り除いたのち、</u>所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>3 室長は、<u>廃止措置に伴う作業によって第1項に定める施設等について維持管理の必要がなくなった場合であって、</u>第17条の定めるところにより当該施設に係る巡視を省略する場合は、保安監督者の同意及び所長の承認を得なければならない。</p>	<p><u>第25条の2 室長は、前条の改造又は取替えを行った場合には、使用前自主検査を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 室長は、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた使用前自主検査実施要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>3 所長は、前項の承認に当たって、安全委員会に諮問した上で、保安監督者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 室長は、使用前自主検査の対象となる施設の改造等又は機器の取替えに関与していない要員に検査を実施させなければならない。</u></p> <p><u>5 室長は、検査の記録を作成し、検査結果を保安監督者及び所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>6 室長は、記録を試験炉規則に定められた期間保存しなければならない。</u></p> <p>(施設の巡視)</p> <p>第26条 室長は、次に掲げる施設について毎週1回の巡視を行い、結果を記録しなければならない。</p> <p>(1) 炉室及び原子炉本体</p> <p>(2) 電源及び気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(修正の上、第29条の3に移動)</p> <p>2 室長は、前項において異常があると認められた場合は、<u>その異常の原因を除去するために必要な措置を講じて、</u>所長及び保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(性能維持施設の点検)</p> <p><u>第26条の2 性能維持施設の点検の方法、頻度等は、施設管理実施要領に定める。</u></p> <p><u>2 室長は、前項の点検を実施し、結果を記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 室長は、前項において異常があると認められた場合は、その異常の原因を除去するために必要な措置を講じて、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</u></p>	<p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>第29条の3で対応 記載の適正化</p> <p>第17条第2項の新設に伴う削除</p> <p>保安活動の見直しによる変更 (性能維持施設の点検の現行内容の追加)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 室長は、前項の点検を実施し、結果を記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 室長は、前項において異常があると認められた場合は、その異常の原因を除去するために必要な措置を講じて、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</u></p>	<p>保安活動の見直しによる変更 (性能維持施設の点検の現行内容の追加)</p>

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第5章 放射性廃棄物等の管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射性固体廃棄物等の管理</p> <p>(固体廃棄物の区分, 保管場所及び保管容量)</p> <p>第27条 固体廃棄物は, 次のとおり分類して管理する。</p> <p>(1) 原子炉の運転中に発生した廃棄物 (以下「<u>運転中廃棄物</u>」という。)</p> <p>(2) 廃止措置計画に従って実施した工事等により<u>撤去, 解体された廃棄物, ただし第4号に定める物を除く。</u>(以下「<u>解体廃棄物</u>」という。)</p> <p>(3) 廃止措置計画に従って実施した工事等に付随して発生した廃棄物 (以下「<u>解体付随廃棄物</u>」という。)</p> <p>(4) 廃止措置計画に従って実施した工事等により<u>撤去, 解体された廃棄物</u>であって, 適切に管理された使用履歴, 設置状況の記録等から汚染のないことが明らかな物又は汚染部分が特定できその部分が除去された物であって, 測定により汚染のないことが確認された物 (以下「<u>放射性廃棄物でない廃棄物</u>」という。)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 前項第(1)号から第(3)号に定める固体廃棄物は, 数量を記録して, 第4表の2に定める保管容量を超えないようにして原子炉棟の管理区域において保管しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(運転中廃棄物の管理)</p> <p>第28条 室長は, 運転中廃棄物について, 次に掲げる事項の確認を行い, 記録を作成して, 炉室内の一次冷却系ピットにおいて保管しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物の種類, 容器番号</p> <p>(2) 主な核種</p> <p>(3) 表面線量率及び総放射能</p> <p>(4) 廃棄年月日及び氏名</p> <p>2 室長は, 保管に当たって, 容器表面に容器番号, 表面線量率を<u>明記</u>しなければならない。(廃止措置計画の実施によって発生した廃棄物の管理)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 放射性廃棄物等の管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射性固体廃棄物等の管理</p> <p>(固体廃棄物の区分, 保管場所及び保管容量)</p> <p>第27条 固体廃棄物は, 次の各号に分類して管理する。</p> <p>(1) 原子炉の運転中に発生した廃棄物 (以下「<u>運転中廃棄物</u>」という。)</p> <p>(2) 廃止措置計画に従って実施した工事等により<u>解体又は撤去された設備, 機器等であって, 第4号に定める物を除いたもの。</u>(以下「<u>解体廃棄物</u>」という。)</p> <p>(3) 廃止措置計画に従って実施した工事等に付随して発生した廃棄物 (以下「<u>解体付随廃棄物</u>」という。)</p> <p>(4) 廃止措置計画に従って実施した工事等により<u>解体又は撤去された設備, 機器等</u>であって, 適切に管理された使用履歴, 設置状況の記録等から汚染のないことが明らかな<u>もの</u>又は汚染部分が特定でき, その部分が除去され, 測定により汚染のないことが確認された<u>もの</u>(以下「<u>放射性廃棄物でない廃棄物</u>」という。)</p> <p><u>2</u> 所長は, 第1項第(4)号の放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いについて, <u>放射性廃棄物でない廃棄物取扱要領を定める。</u></p> <p><u>3</u> 第1項第(1)号から第(3)号<u>まで</u>に定める固体廃棄物は, 数量を記録して, 第4表の2に掲げる保管容量を超えないよう, 原子炉棟の管理区域の第5図に示す場所において保管しなければならない。</p> <p><u>4</u> 前項にかかわらず, 第1項第(1)号から第(3)号<u>まで</u>に定める固体廃棄物について, <u>炉規法第61条の2第1項の定める放射能濃度についての確認を受け, 核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱うことができる。</u></p> <p><u>5</u> 前項の確認を受ける場合には, あらかじめ炉規法第61条の2第2項による認可を受け, <u>当該認可を受けた申請書等の記載内容を満足するよう, 確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を実施し, 所定の書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>6</u> 第1項第(4)号に定める固体廃棄物は, 資源として有効活用する。</p> <p><u>7</u> 所長は, 放射性固体廃棄物の管理について, <u>放射性固体廃棄物管理実施要領を定める。</u></p> <p>(運転中廃棄物の管理)</p> <p>第28条 室長は, 運転中廃棄物について, 次に掲げる事項の確認を行い, 記録を作成して, 炉室内の一次冷却系ピットにおいて保管しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物の種類, 容器番号</p> <p>(2) 主な核種</p> <p>(3) 表面線量率及び総放射能</p> <p>(4) 廃棄年月日及び氏名</p> <p>2 室長は, 前項の保管に当たって, 容器表面に容器番号, 表面線量率及び<u>廃棄年月日を表示</u>しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(旧第5条第4号を修正して移動)</p> <p>記載の適正化</p> <p>保安活動の見直しによる変更、追加 (固体廃棄物の管理に関し、放射能濃度の確認に関する事項を追加)</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>保安活動の見直しによる変更、追加 (放射性固体廃棄物管理実施要領の追加)</p> <p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p>第29条 室長は、解体廃棄物等（第27条第（2）号及び第（3）号に定める物）は、次項以下のとおり管理しなければならない。</p> <p>2 解体廃棄物は、次の各号の措置を行い、収納容器に収納して炉室、炉室内のドラム缶ラック又は炉室内の付属プールにおいて保管しなければならない。</p> <p>（1）収納した設備、機器の名称の表示 （新設）</p> <p>（2）容器表面の1cm線量当量率の表示</p> <p>（3）保管中の荷崩れ、転倒が生じないような措置 （新設）</p> <p>3 解体付随廃棄物については、前項の措置を準用する。 （廃止措置計画の実施によって据付状態で保管する設備の管理）</p> <p>第29条の2 室長は、廃止措置計画に従って機能停止し据付状態で保管する設備、機器は、次の各号の措置を行い、必要に応じて難燃又は不燃のシート等で養生して保管しなければならない。</p> <p>（1）設備、機器の名称の表示</p> <p>（2）表面の1cm線量当量率の表示</p> <p>（新設）</p>	<p>（廃止措置計画の実施によって発生した廃棄物の管理）</p> <p>第29条 室長は、解体廃棄物等（第27条第（2）号及び第（3）号に定める物）を、次項以下のとおり管理しなければならない。</p> <p>2 解体廃棄物は、次の各号に掲げる事項の確認を行い、記録を作成し、<u>収納容器に収納して、炉室、炉室内のドラム缶ラック又は原子炉本体付属プールにおいて保管しなければならない。また、保管に当たって、容器表面に容器番号、表面線量率、廃棄物の種類及び廃棄年月日を表示しなければならない。なお、保管に当たっては、収納容器の荷崩れや、転倒が起きないように配慮しなければならない。</u></p> <p>（1）収納した設備、機器の名称</p> <p>（2）<u>廃棄物の種類、容器番号</u></p> <p>（3）<u>容器表面の1cm線量当量率及び総放射能</u> （削除）</p> <p>（4）<u>廃棄年月日及び氏名</u></p> <p>3 解体付随廃棄物については、前項の措置を準用する。 （廃止措置計画の実施によって据付状態で保管する設備の管理）</p> <p>第29条の2 室長は、廃止措置計画に従って機能停止し据付状態で保管する設備、機器等について、<u>次の各号に掲げる措置を行い、必要に応じて難燃又は不燃のシート等で養生して保管しなければならない。</u></p> <p>（1）設備、機器等の名称の表示</p> <p>（2）表面の1cm線量当量率の表示</p> <p>（<u>放射性固体廃棄物の保管状況の検査と巡視</u>）</p> <p>第29条の3 室長は、<u>放射性固体廃棄物の保管状況の検査を毎年1回を行い、その結果を記録しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の検査の方法は、容器の員数検査及び外観検査とする。ただし、原子炉本体付属プール内の容器の外観検査は、容器の腐食サンプルの目視による監視をもって代えることができる。</u></p> <p>3 <u>室長は、原子炉室のドラム缶ラック上の容器の状況について毎月1回の巡視を行い、結果を記録しなければならない。</u></p> <p>4 <u>室長は、第1項又は前項において異常があると認められた場合は、その異常の原因を除去するために必要な措置を講じて、所長及び保安監督者に報告しなければならない。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>保安活動の見直しによる変更、追加 （放射性固体廃棄物管理方法の現行明記）</p> <p>第2項柱書に移動</p> <p>記載の適正化</p> <p>保安活動の見直しによる変更、追加 （放射性固体廃棄物の保管状況の検査と巡視の現行内容の明記並びに追記）</p>
<p style="text-align: center;">第2節 放射性廃棄物の運搬</p> <p>（放射性廃棄物の所内運搬）</p> <p>第30条 室長は、放射性廃棄物を事業所内において運搬しようとする場合は、試験炉規則第12条に定めるところに従って行わなければならない。</p> <p>2 室長は、運搬中に放射性廃棄物を封入した容器等が横転するなどの異常事態が発生した場合には、周囲の者に知らせるとともに、立入制限、放射線の測定、汚染の拡大防止措置等を行い、保安監督者に連絡する。 （放射性廃棄物等の事業所外運搬）</p>	<p style="text-align: center;">第2節 放射性廃棄物の運搬</p> <p>（放射性廃棄物の所内運搬）</p> <p>第30条 室長は、放射性廃棄物を事業所内において運搬する場合は、試験炉規則第12条に定めるところに従って行わなければならない。</p> <p>2 室長は、運搬中に放射性廃棄物を封入した容器等が横転する等の異常事態が発生した場合には、周囲の者に知らせるとともに、立入制限、放射線の測定、汚染の拡大防止措置等を行い、保安監督者に連絡する。 （放射性廃棄物等の事業所外運搬）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p>第31条 室長は、放射性廃棄物又は核燃料物質によって汚染された物を封入した容器を事業所外において運搬しようとする場合は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）」及び「核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）」に定めるところに従って行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3節 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>（気体廃棄物の管理）</p> <p>第32条 室長は、気体廃棄物を廃棄する場合、廃棄施設により廃棄しなければならない。</p> <p>2 室長は、放射性気体廃棄物の廃棄施設を運転する場合は排気口において放射性物質の空気中濃度を連続測定し、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度の3か月の平均値を算出しなければならない。</p> <p>（排気中の放射性物質の濃度限度）</p> <p>第33条 室長は、気体廃棄物を廃棄する場合、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）（以下「告示」という。）第8条に基づいて定めた第5表の濃度限度を超えないよう、排気口じんあいモニタの警報レベルを設定しなければならない。</p> <p>（排気中の放射性物質濃度の報告）</p> <p>第34条 室長は、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の3か月の平均濃度が、第5表に定める濃度を超え又はそのおそれがある場合は、直ちに保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の原因を調査し原因を除去するために必要な措置を講じ、周辺監視区域外における年線量が線量限度を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 室長は、取った措置とその結果を保安監督者に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 管理区域等の設定</p> <p>（管理区域の設定）</p> <p>第35条 外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が第6表の値を超えるおそれがある場所を管理区域とする。ただし、素手で触れるおそれのある場所の表面の放射性物質の密度は、本表に定める値の1/10以下となるよう管理する。</p> <p>2 管理区域は、第3図及び第4図のとおりとする。</p> <p>3 室長は、一時的に管理区域に該当する場所が発生した場合、又はそのおそれのある場合は</p>	<p>第31条 室長は、放射性廃棄物又は核燃料物質によって汚染された物を封入した容器を事業所外において運搬する場合は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）」及び「核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）」に定めるところに従って行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3節 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第32条 室長は、放射性気体廃棄物を廃棄する場合、廃棄施設により廃棄し、かつ、放射性物質の環境への放出量を合理的に達成可能な限り少なくしなければならない。</p> <p>2 室長は、気体廃棄物の廃棄施設を運転する場合は排気口において放射性物質の空気中濃度を連続測定し、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度の3か月の平均値を算出しなければならない。</p> <p>（排気中の放射性物質の濃度限度）</p> <p>第33条 室長は、放射性気体廃棄物を廃棄する場合、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）（以下「告示」という。）第8条に基づいて定めた第5表に掲げる濃度限度を超えないよう、排気口じんあいモニタの警報しきい値を設定しなければならない。</p> <p>（排気中の放射性物質濃度の報告）</p> <p>第34条 室長は、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の3か月の平均濃度が第5表に掲げる濃度を超え又はそのおそれがある場合は、直ちに保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の原因を調査し、原因を除去するために必要な措置を講じ、周辺監視区域外における年線量が線量限度を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 室長は、採った措置とその結果を保安監督者及び所長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 管理区域等の設定</p> <p>（管理区域の設定）</p> <p>第35条 外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が第6表に掲げる値を超えるおそれがある場所を管理区域とする。ただし、素手で触れるおそれのある場所の表面の放射性物質の密度は、同表に掲げる値の1/10以下となるよう管理する。</p> <p>2 管理区域は、第3図及び第4図のとおりとする。</p> <p>3 室長は、一時的に管理区域に該当する場所が発生した場合、又はそのおそれのある場合は</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 改正法第3条の施行による変更、追加 （国際放射線防護委員会勧告の放射線防護の基本精神 ALARA に関わる変更、追加）</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 保安活動の見直しによる変更、追加 （結果報告手順の見直し）</p> <p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p>時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）を設定しなければならない。</p> <p>4 室長は、一時管理区域の解除に当たっては、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が第6表に定める値以下であることを測定により確認しなければならない。</p> <p>5 室長は、前2項の設定及び解除を行うときは、保安監督者の同意を得なければならない。（保全区域の設定）</p> <p>第36条 保全区域は、第3図及び第4図のとおりとする。（周辺監視区域の設定）</p> <p>第37条 周辺監視区域は、第3図のとおりとする。（管理区域等の標識）</p> <p>第38条 室長は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域（以下「管理区域等」という。）に人がみだりに立ち入らないようにするため、各区域を壁又は柵等により区画するほか、標識を掲げることにより当該区域が管理区域等であることを明示しなければならない。</p>	<p>一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）を設定しなければならない。</p> <p>4 室長は、一時管理区域の解除に当たっては、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が第6表に掲げる値以下であることを測定により確認しなければならない。</p> <p>5 室長は、前2項の設定及び解除を行うときは、保安監督者の同意を得なければならない。（保全区域の設定）</p> <p>第36条 保全区域は、第3図及び第4図のとおりとする。（周辺監視区域の設定）</p> <p>第37条 周辺監視区域は、第3図のとおりとする。（管理区域等の標識）</p> <p>第38条 室長は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域（以下「管理区域等」という。）に人がみだりに立ち入らないようにするため、各区域を壁又は柵等により区画するほか、標識を掲げることにより当該区域が管理区域等であることを明示しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>（変更なし）</p> <p>（変更なし）</p> <p>（変更なし）</p>
<p>第2節 管理区域等の出入管理</p>		
<p>（管理区域の出入口）</p> <p>第39条 管理区域への人の出入には、所定の出入口のみを使用するものとする。</p> <p>2 管理区域の物品搬入口は、室長が承認した物品の搬入及び搬出以外の目的に使用してはならない。</p> <p>3 前項の規定は、第8章に定める異常事態においては適用しない。（管理区域への立入区分）</p>	<p>（管理区域の出入口）</p> <p>第39条 管理区域への人の出入には、所定の出入口のみを使用するものとする。</p> <p>2 管理区域の物品搬入口は、室長が承認した物品の搬入及び搬出以外の目的に使用してはならない。</p> <p>3 前項の規定は、第8章に定める異常事態においては適用しない。（管理区域への立入者の区分）</p>	<p>（変更なし）</p>
<p>第40条 管理区域への立入区分を次のとおりとする。</p> <p>（1）放射線業務従事者</p> <p>（2）一時立入者</p>	<p>第40条 管理区域への立入者の区分を次のとおりとする。</p> <p>（1）放射線業務従事者</p> <p>（2）一時立入者</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>2 放射線業務従事者とは、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、所長に認定された者をいう。</p> <p>3 所長は第63条による保安教育を終了した者でなければ放射線業務従事者として認定してはならない。</p> <p>4 所長は、特別の事由がある場合は第2項の認定を取り消し、また放射線業務従事者が管理区域に立ち入る必要がなくなった場合には解除しなければならない。</p>	<p>2 放射線業務従事者とは、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、所長に認定された者をいう。</p> <p>3 所長は、第63条による保安教育を修了した者に限り、放射線業務従事者として認定することができる。</p> <p>4 所長は、特別の事由がある場合に第2項の認定を取り消し、また放射線業務従事者が管理区域に立ち入る必要がなくなった場合に認定を解除しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>5 一時立入者とは、工事（明らかに放射線作業を伴わないものであって、かつ、汚染の発生のないものに限る。）、納品又は見学等のために、一時的に管理区域に入域する者であって、室長の承認を受けた者をいう。</p> <p>6 室長は、一時立入者の承認に際しては必要な注意事項を示し、その者が放射線障害を受けないよう留意しなければならない。（管理区域の出入管理）</p>	<p>5 一時立入者とは、工事（明らかに放射線作業を伴わないものであって、かつ、汚染の発生のないものに限る。）、納品、見学等のために、一時的に管理区域へ立ち入ることを室長に承認された者をいう。</p> <p>6 室長は、前項の承認に際して、必要な注意事項を示し、その者が放射線障害を受けないよう留意しなければならない。（管理区域の出入管理）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第41条 室長は、管理区域入口扉を施錠する等により前条第1項に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。</p> <p>2 室長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、放射線業務従事者を付き添わせな</p>	<p>第41条 室長は、管理区域入口扉を施錠する等により前条第1項に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。</p> <p>2 室長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、放射線業務従事者を付き添わせな</p>	<p>（変更なし）</p>

旧	新	備考
<p>ればならない。</p> <p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第42条 室長は、管理区域のうち次の区域について、柵、標識、施錠等により他の場所と区別して管理しなければならない。</p> <p>(1) 外部線量率が第7表に示す値を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質の表面密度が、第6表に示す値の2倍を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 室長は、前項の区域に立ち入る者に対して放射線防護のため立ち入り時間の制限及び防護服の着用などの措置を講じなければならない。</p> <p>(保全区域の出入管理)</p> <p>第43条 室長は、施錠、標識等により、保全区域への立ち入りを制限しなければならない。</p> <p>(周辺監視区域への立入制限)</p> <p>第44条 室長は、周辺監視区域の境界にロープ、標識などを設け、<u>その区域内には必要のない者がみだりに立ち入らないように</u>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3節 管理区域における注意事項</p> <p>(個人被ばく測定器等の着用)</p> <p>第45条 室長は、放射線業務従事者が管理区域に立ち入る場合には、個人線量計を着用させなければならない。</p> <p>2 室長は、一時立入者にはポケット線量計等を着用させなければならない。ただし、<u>見学者に対しては着用を1名で代表させることができる。</u></p> <p>3 室長は、管理区域に立ち入る者には、行う作業に応じて定められた汚染防止用の実験衣、履物等を着用させなければならない。</p> <p>(保護具等の着用)</p> <p>第46条 室長は、放射線障害防止のために必要があるときは、管理区域に立ち入る者に呼吸用保護具、保護衣、ゴム手袋、履物等を着用させなければならない。</p> <p>(飲食及び喫煙等の制限)</p> <p>第47条 室長は、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p> <p>(物品の持込み及び持出し制限)</p> <p>第48条 管理区域に立ち入る者は、業務上必要でない物品を持ち込んではない。</p> <p>2 室長は、管理区域から持ち出そうとする物品表面の放射性物質の密度についての検査を行い、検査結果が第6表の放射性物質の表面密度の値を超えていると判明したときは、汚染の除去及び拡大防止措置をとらせた後でなければ、その物品を持ち出させてはならない。</p> <p>3 室長は、管理区域に立ち入った者を同区域内で着用した汚染防止用の実験衣、履物等を着用したまま管理区域外に退出させてはならない。</p> <p>(退出時の措置)</p> <p>第49条 室長は、管理区域から退出しようとする者に、ハンド・フット・クロズモニタ等によって手、足及び衣服、履物等身体に着用している物について、その放射性物質の表面密度を測定させなければならない。</p>	<p>ければならない。</p> <p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第42条 室長は、管理区域のうち次の区域について、柵、標識、施錠等により他の場所と区別して管理しなければならない。</p> <p>(1) 外部線量率が第7表に掲げる値を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質の表面密度が、第6表に掲げる値の2倍を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 室長は、前項の区域に立ち入る者に対し、放射線防護のための立ち入り時間の制限、防護服の着用等の措置を講じなければならない。</p> <p>(保全区域の出入管理)</p> <p>第43条 室長は、施錠、標識等により、保全区域への立ち入りを制限しなければならない。</p> <p>(周辺監視区域への立入制限)</p> <p>第44条 室長は、周辺監視区域の境界にロープ、標識などを設け、<u>当該区域にみだりに人が立ち入ることがないように</u>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3節 管理区域における注意事項</p> <p>(個人被ばく測定器等の着用)</p> <p>第45条 室長は、放射線業務従事者が管理区域に立ち入る場合には、個人線量計を着用させなければならない。</p> <p>2 室長は、一時立入者にはポケット線量計等を着用させなければならない。ただし、<u>集団で見学者を立ち入らせる場合には、代表者1名の着用とすることができる。</u></p> <p>3 室長は、管理区域に立ち入る者には、行う作業に応じて定められた汚染防止用の実験衣、履物等を着用させなければならない。</p> <p>(保護具等の着用)</p> <p>第46条 室長は、放射線障害防止のために必要があるときは、管理区域に立ち入る者に呼吸用保護具、保護衣、ゴム手袋、履物等を着用させなければならない。</p> <p>(飲食及び喫煙等の禁止)</p> <p>第47条 室長は、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p> <p>(物品の持込み及び持出しの制限)</p> <p>第48条 管理区域に立ち入る者は、業務上必要でない物品を持ち込んではない。</p> <p>2 室長は、管理区域から持ち出そうとする物品表面の放射性物質の密度についての検査を行い、検査結果が第6表に掲げる放射性物質の表面密度の値を超えていると判明したときは、汚染の除去及び拡大防止措置をとらせた後でなければ、その物品を持ち出させてはならない。</p> <p>3 室長は、管理区域に立ち入った者を同区域内で着用した汚染防止用の実験衣、履物等を着用したまま管理区域外に退出させてはならない。</p> <p>(退出時の措置)</p> <p>第49条 室長は、管理区域から退出しようとする者に、ハンド・フット・クロズモニタ等によって手、足及び衣服、履物等身体に着用している物について、その放射性物質の表面密度を測定させなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (変更なし)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(変更なし)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p>2 室長は、<u>管理区域から退出する者が、前項の測定の結果、放射性物質の表面密度が第6表に掲げる放射性物質の表面密度を超えることが判明した場合には、汚染の除去を行い、同表に掲げる放射性物質の表面密度以下にさせなければならない。</u></p> <p>3 <u>表面汚染を除染できない者は、管理区域からの退出に当たり室長の承認を受けてその指示に従わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 被ばく管理</p> <p>(線量限度)</p> <p>第50条 室長は、放射線業務従事者の線量が第8表で定める線量限度を超えないよう被ばく管理上の措置を講じなければならない。</p> <p>(線量限度の評価等)</p> <p>第51条 室長は、管理区域へ立ち入る者の線量を第9表に定める項目、頻度に基づき、評価しなければならない。</p> <p>(線量の通知等)</p> <p>第52条 室長は、放射線業務従事者に対し3か月ごと(ただし、女子は1か月ごと)に線量を通知しなければならない。一時立入者に対しては、管理区域からの退出の都度知らせなければならない。</p> <p>(要警戒の警告等)</p> <p>第53条 室長は、第9表に従って評価した放射線業務従事者の線量が第10表に該当する場合は所長の承認を得て要警戒の警告を行わなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の規定により要警戒の警告があった場合には、放射線業務従事者が放射線に被ばくするおそれのある業務に従事する時間を制限しなければならない。</p> <p>3 室長は、第9表に従って評価した一時立入者の線量が第11表の値を超えるおそれのある場合は、所長の承認を得て管理区域への立入りを制限し、1年間で1mSvを超えないようにしなければならない。</p> <p>4 室長は、放射線業務従事者が第8表の線量限度を超えるおそれのある場合は、当該年度の放射線作業を禁止しなければならない。</p> <p>(事後措置)</p> <p>第54条 室長は、前条の措置が必要となった場合にはその原因を調査し、被ばく防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5節 作業管理</p> <p>(放射線防護に関する承認)</p> <p>第55条 管理区域内で、第11表に定める線量を超えるおそれのある作業を行おうとする者は、<u>作業計画を立て室長の承認を得なければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 室長は、前項の測定の結果、<u>管理区域から退出しようとする者の放射性物質の表面密度が第6表に掲げる値を超えた場合には、当該者に汚染の除去を行わせ、同表に掲げる放射性物質の表面密度以下にさせなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、表面汚染を除去できない者が管理区域から退出するときは、室長の指示に従わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4節 被ばく管理</p> <p>(被ばく管理の方針)</p> <p>第50条 室長は、放射線業務従事者の線量が第8表に掲げる線量限度を超えないよう被ばく管理上の措置を講じなければならない。</p> <p>(線量限度の評価等)</p> <p>第51条 室長は、管理区域へ立ち入る者の線量を第9表に掲げる項目、頻度に基づき、評価し、<u>記録</u>しなければならない。</p> <p>(線量の通知等)</p> <p>第52条 室長は、放射線業務従事者に対し3か月ごと(ただし、女子は1か月ごと)に線量を通知しなければならない。一時立入者に対しては、管理区域からの退出の都度知らせなければならない。</p> <p>(要警戒の警告等)</p> <p>第53条 室長は、第9表に従って評価した放射線業務従事者の線量が第10表に該当する場合は所長の承認を得て要警戒の警告を行わなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の規定により要警戒の警告があった場合には、放射線業務従事者が放射線に被ばくするおそれのある業務に従事する時間を制限しなければならない。</p> <p>3 室長は、第9表に従って評価した一時立入者の線量が第11表<u>に掲げる値</u>を超えるおそれのある場合は、所長の承認を得て管理区域への立入りを制限し、1年間で1mSvを超えないようにしなければならない。</p> <p>4 室長は、放射線業務従事者が第8表<u>に掲げる線量限度</u>を超えるおそれのある場合には、当該年度の放射線作業を禁止しなければならない。</p> <p>(事後措置)</p> <p>第54条 室長は、前条の措置が必要となった場合には、その原因を調査し、被ばく防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5節 作業管理</p> <p>(放射線防護に関する承認)</p> <p>第55条 管理区域内で、第11表<u>に掲げる線量</u>を超えるおそれのある作業を行おうとする者は、<u>線量が合理的に達成可能な限り低くなるように、当該作業に係る次に掲げる事項を記載した放射線作業計画書を作成し、室長の承認を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>作業の場所及び期間</u></p> <p>(2) <u>作業の内容</u></p> <p>(3) <u>必要とする個人線量計及び防護具</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(変更なし)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(変更なし)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>改正法第3条の施行による変更、追加 (国際放射線防護委員会勧告の放射線防護の基本精神 ALARA に関わる変更、追加)</p>

旧	新	備考
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 室長は、作業計画が作業環境を考慮し作業者の放射線被ばくを実行可能な範囲に低減するものであることを確認しなければならない。</p> <p>3 室長は、放射線防護上必要ある場合は、放射線防護に必要な防護具の着用、作業時間の制限等の条件を付さなければならない。</p> <p>4 室長は、<u>承認に先立って</u>保安監督者の同意を得なければならない。 (緊急作業に係る線量限度等)</p> <p>第56条 所長は、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、<u>所員であって男子の放射線業務従事者をその線量が第12表の値を超えない範囲で計画的緊急作業に従事させることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>3 所長は、放射線業務従事者を緊急作業に従事させる場合は、当該作業従事期間中の線量管理を行い、<u>また緊急作業を行った放射線業務従事者に対し健康診断を受診させなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 管理区域等における線量当量率等の測定</p> <p>(管理区域等における線量当量率等の測定)</p> <p>第57条 室長は、第13表に掲げるところにより毎週1回原子炉本体、放射性廃棄物の保管場所等の放射線しゃへい物の側壁等における線量当量率を測定しなければならない。</p> <p>2 室長は、第13表に掲げるところにより毎週1回人の常時立ち入る管理区域の外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定を行わなければならない。</p> <p>3 室長は、第1項の測定結果を管理区域の出入口の目につきやすい場所に表示しなければならない。</p> <p>4 室長は、廃止措置に伴う作業によって、第1項及び第2項の測定が不可能になった又はその必要がなくなった場合は、保安監督者の同意及び所長の承認を得て、その測定を省略することができる。ただし、放射性廃棄物の移動による<u>場合</u>は、移動後の適切な場所において測定を行わなければならない。</p>	<p>(4) <u>線量を低くするための措置</u></p> <p>(5) <u>汚染拡大を防止するための措置</u></p> <p>(6) <u>作業に伴う線量</u></p> <p>2 室長は、作業計画が作業環境を考慮し作業者の放射線被ばくを実行可能な範囲に低減するものであること<u>及び汚染拡大防止措置が適切であることを確認</u>しなければならない。</p> <p>3 室長は、放射線防護上必要ある場合は、放射線防護に必要な防護具の着用、作業時間の制限等の条件を付さなければならない。</p> <p>4 室長は、<u>第1項の承認に当たり、</u>保安監督者の同意を得なければならない。 (緊急作業に係る線量限度等)</p> <p>第56条 所長は、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合<u>にあつては、次のいずれかに該当する所員を、その線量が第12表に掲げる値を超えない範囲で計画的に緊急作業に従事させることができる。</u></p> <p>(1) <u>男性の放射線業務従事者</u></p> <p>(2) <u>妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者</u></p> <p>2 前項の緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>3 所長は、放射線業務従事者を緊急作業に従事させる場合は、当該作業従事期間中、<u>放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む線量管理を行い、かつ緊急作業を行った放射線業務従事者に対し健康診断を受診させなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 管理区域等における線量当量率等の測定</p> <p>(管理区域等における線量当量率等の測定)</p> <p>第57条 室長は、第13表に掲げるところにより毎週1回原子炉本体、放射性廃棄物の保管場所等の放射線しゃへい物の側壁等における線量当量率を測定しなければならない。</p> <p>2 室長は、第13表に掲げるところにより毎週1回人の常時立ち入る管理区域の外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の測定を行わなければならない。</p> <p>3 室長は、第1項の測定結果を管理区域の出入口の目につきやすい場所に表示しなければならない。</p> <p>4 室長は、廃止措置に伴う作業によって、第1項及び第2項の測定が不可能になった又はその必要がなくなった場合は、保安監督者の同意及び所長の承認を得て、その測定を省略することができる。ただし、放射性廃棄物の移動による<u>ときは</u>、移動後の適切な場所において測定を行わなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>保安活動の見直しによる変更 (緊急作業に従事する者の見直し)</p> <p>保安活動の見直しによる変更 (内部被ばく防護管理の追加)</p> <p>記載の適正化</p>
		<p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p>(保安監督者への報告)</p> <p>第58条 室長は、前条の測定の結果、線量当量率等が第42条に定める特別措置を必要とする場合は、保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>2 室長は、保安監督者の助言を得て原因を調査し、取り除かなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(周辺監視区域の線量当量の測定)</p> <p>第59条 室長は、周辺監視区域の線量当量を3月間に1回測定しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の測定結果が平常と明らかに異なる値を示した場合には、保安監督者の意見を求め、原因の究明と対策を図らなければならない。</p> <p>(放射線測定器等の管理)</p> <p>第60条 室長は、第14表に掲げる放射線測定器等(個人線量計を除く。)を毎月1回の動作点検と年1回の校正を行い、常に使用できる状態に管理しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の点検の結果異常を認めるときは、直ちに修理又は代替品を用いる等の応急措置を講じ、その旨を保安監督者に連絡しなければならない。</p> <p>3 室長は、廃止措置に伴う作業によって第1項に定める放射線測定器等による測定の必要がなくなった場合は、保安監督者の同意及び所長の承認を得て、同項に定める管理を省略することができる。</p>	<p>(管理区域内における特別措置に関する報告)</p> <p>第58条 室長は、前条の測定の結果、線量当量率等が第42条に定める特別措置を必要とする場合は、保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>2 室長は、保安監督者の助言を得て原因を調査し、取り除かなければならない。</p> <p>3 室長は、前項の結果を、保安監督者及び所長に報告しなければならない。</p> <p>(周辺監視区域の線量当量の測定)</p> <p>第59条 室長は、周辺監視区域の線量当量を3月間に1回測定しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の測定結果が平常と明らかに異なる値を示した場合には、保安監督者の意見を求め、原因の究明と対策を図り、所長に報告しなければならない。</p> <p>(放射線測定器等の管理)</p> <p>第60条 室長は、第14表に掲げる放射線測定器等について、毎月1回の動作点検と年1回の校正を行い、常に使用できる状態に管理しなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の点検の結果異常を認めるときは、直ちに修理又は代替品を用いる等の応急措置を講じ、その旨を保安監督者に報告しなければならない。</p> <p>3 室長は、廃止措置に伴う作業によって第1項に定める放射線測定器等による測定の必要がなくなった場合は、保安監督者の同意及び所長の承認を得て、同項に定める管理を省略することができる。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>保安活動の見直しによる変更、追加 (結果報告の追加)</p> <p>保安活動の見直しによる変更、追加 (結果報告の追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第7章 保安教育及び保安訓練</p>	<p>第7章 保安教育及び保安訓練</p>	
<p>(保安教育の実施方針)</p> <p>第61条 保安教育は、原子炉施設に係る安全及び作業等に係る放射線安全を確保するため、<u>原子炉施設に関わる業務を行う者</u>に対して実施する。</p> <p>2 前項に規定する保安教育の内容については、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の位置、構造及び性能並びに操作に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 異常時にとるべき処置に関すること。</p> <p>(6) その他原子炉施設に係る保安教育に関し必要なこと。</p> <p>3 室長は、前項の保安教育についての実施計画を年度ごとに作成し(以下「年度保安教育実施計画」という。)当該年度の当初において保安監督者の同意及び所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 年度保安教育実施計画を年度途中に変更する必要がある場合の手続きは、前項を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>5 室長は、所外において実施される講演会等に自ら参加し及び所員を参加させて安全文化の高揚に努める。</p>	<p>(保安教育の実施方針)</p> <p>第61条 保安教育は、原子炉施設に係る安全及び<u>従業員</u>等に係る放射線安全を確保するため、<u>従業員</u>に対して実施する。</p> <p>2 前項に規定する保安教育の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 関係法令及び本規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の位置、構造及び性能並びに操作に関すること。</p> <p>(3) <u>原子炉施設の廃止措置に関すること。</u></p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 異常事態に採るべき処置に関すること。</p> <p>(7) その他原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項。</p> <p>3 室長は、前項の保安教育についての実施計画を年度ごとに作成し(以下「年間保安教育実施計画」という。)当該年度の当初において保安監督者の同意及び所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 年間保安教育実施計画を年度途中に変更する必要がある場合の手続きは、前項を準用する。</p> <p>5 室長は、関係法令の改正その他の事由が生じた場合には、保安教育の内容を見直し、<u>変更の内容に関する教育を遅滞なく行わなければならない。</u></p> <p>6 所長は、所外において実施される講演会等に自ら参加し、<u>及び所員を参加させて安全文化の育成と維持に努める。</u></p>	<p>改正法第3条の施行による変更、追加 (試験炉規則第15条第2項第5号の制定による変更、追加) (保安教育対象者の記載の適正化)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(保安教育内容の記載の適正化) (号番号の変更、この項において以下同じ)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (随時保安教育の実施の本文明記) (安全文化の育成、維持のための教育対象者の変更)</p>

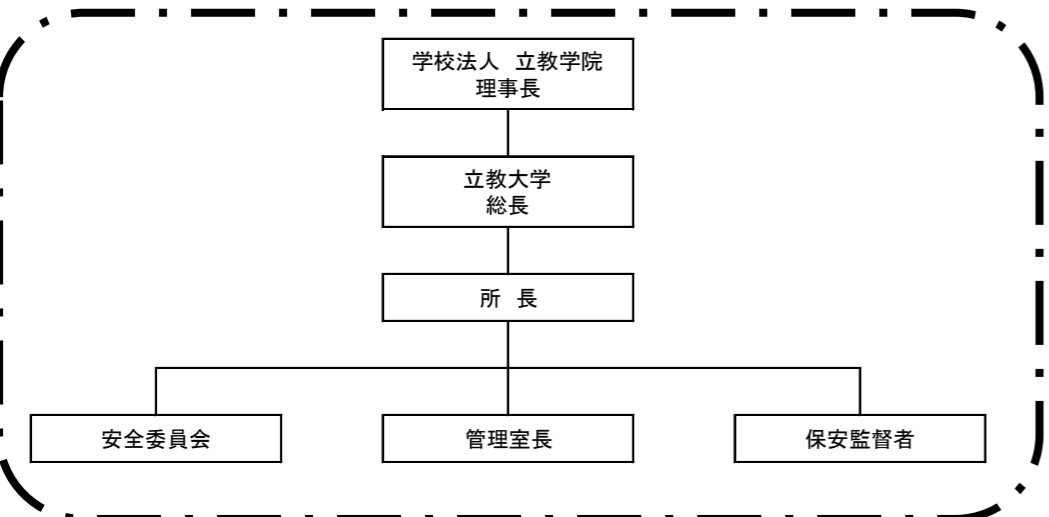
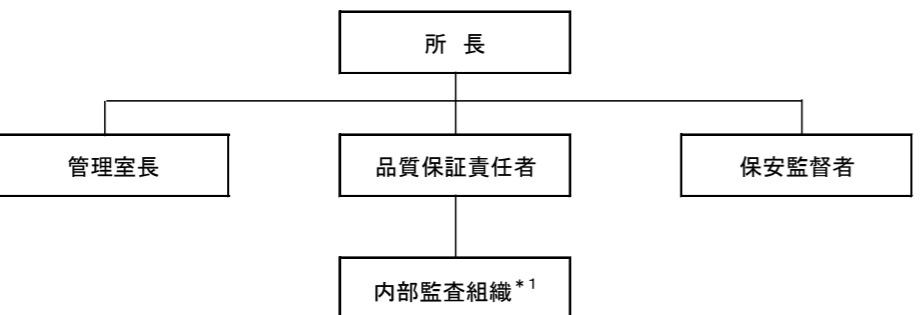
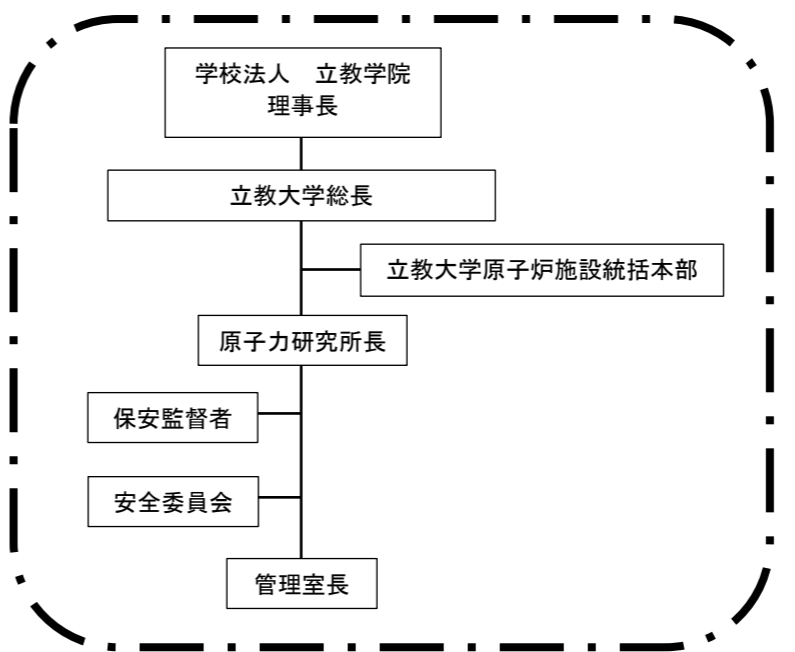
旧	新	備考
<p>(保安教育の実施)</p> <p>第62条 室長は、前条の保安教育を第15表に基づいて行わなければならない。</p> <p>2 室長は、<u>第15表に基づいて計画された保安教育項目ごとに実施責任者及び講師等を指名するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(放射線業務従事者としての認定に必要な保安教育)</p> <p>第63条 室長は、放射線業務従事者の業務内容に応じた保安教育を、<u>また、1年ごとの再教育を第15表に基づいて、年度保安教育実施計画の中で計画するものとする。</u></p> <p>(放射線業務従事者としての認定を必要としない者に対する保安教育)</p> <p>第64条 室長は、<u>所員及び原子炉施設の保全の業務に従事する者</u>であって放射線業務従事者の認定を必要としない者に対し、第17表に基づいて、<u>年度保安教育実施計画において定めるところに従い、当該者が従事する業務内容に応じた保安教育を実施しなければならない。</u></p> <p>(前2条の保安教育における免除)</p> <p>第65条 室長は、前2条の保安教育を実施する場合、<u>原子炉主任技術者、核燃料物質取扱主任者若しくは第一種放射線取扱主任者の国家資格を有する者又は計画された保安教育の内容の一部について、入所時、就業前に既にこれと同等以上の保安教育を他の事業所において受けたと認められる者等は、所長の承認を得て保安教育の一部を免除することができる。</u></p> <p>2 所長は、前項の承認を行うに当たっては、同項に該当する者であることを、証明書等により確認しなければならない。</p> <p>(保安教育の報告)</p> <p>第66条 第61条から第64条までに定める保安教育を実施した者は、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び保安教育を受けた者の氏名を記した保安教育記録を<u>保安監督者及び所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(保安訓練)</p> <p>第67条 所長は、所員に対して第8章に定める異常時の対応についての訓練を年1回以上実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の訓練を実施したときは、実施内容、実施日時、保安訓練に参加した者の氏名等を記した保安訓練記録を作成して<u>おかななければならない。</u></p> <p>(緊急作業に係る教育及び訓練)</p> <p>第68条 所長は、緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者に対して第16表に基づいて教育及び訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の訓練を実施したときは、実施内容、実施日時、保安訓練に参加した者の氏名等を記した緊急作業従事者教育及び訓練記録を作成して<u>おかななければならない。</u></p>	<p>(保安教育の計画と実施)</p> <p>第62条 室長は、前条の<u>年間保安教育計画</u>を第15表に掲げるところに基づいて作成し、<u>実施しなければならない。</u></p> <p>2 室長は、<u>年間保安教育計画において実施を計画した保安教育項目ごとに実施責任者又は講師等を指名するものとする。</u></p> <p>3 <u>保安教育項目の実施責任者は当該教育項目を受講したとみなすことができる。</u></p> <p>(放射線業務従事者としての認定に必要な保安教育)</p> <p>第63条 室長は、放射線業務従事者としての認定の必要な従業員に対し、<u>年間保安教育計画に従い、第15表に基づいて、当該従業員の業務内容に応じた保安教育を実施しなければならない。</u></p> <p>(放射線業務従事者としての認定を必要としない者に対する保安教育)</p> <p>第64条 室長は、<u>従業員</u>であって放射線業務従事者の認定を必要としない者に対し、第15表に基づいて、<u>年間保安教育実施計画において定めるところに従い、当該者が従事する業務内容に応じた保安教育を実施しなければならない。</u></p> <p>(前2条の保安教育における免除)</p> <p>第65条 室長は、前2条にかかわらず、<u>次の各号に掲げる者の保安教育の内容の一部を、所長の承認を得て免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>保安監督者選任のための国家資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>技術士(原子力・放射線)登録をされた者</u></p> <p>(3) <u>前2条において定める保安教育と同等以上の教育を入所時又は就業前に他の事業所において受けたと認められる者</u></p> <p>(4) <u>前各号に準じると室長の認める者</u></p> <p>2 所長は、前項の承認を行うに当たっては、同項に該当する者であることを、証明書等により確認しなければならない。</p> <p>(保安教育の報告)</p> <p>第66条 <u>室長は、第61条から第64条までに定める保安教育を実施したときは、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び保安教育を受けた者の氏名を記した保安教育記録を作成し、保安監督者及び所長の確認を得なければならない。</u></p> <p>(保安訓練)</p> <p>第67条 所長は、従業員に対して第8章に定める異常事態への対応についての訓練を年1回以上実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の訓練を実施したときは、実施内容、実施日時、保安訓練に参加した者の氏名等を記した保安訓練記録を作成しなければならない。</p> <p>(緊急作業に係る教育及び訓練)</p> <p>第68条 所長は、緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者に対して第16表に基づいて教育及び訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の訓練を実施したときは、実施内容、実施日時、保安訓練に参加した者の氏名等を記した緊急作業従事者教育及び訓練記録を作成しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(保安教育実施責任者の受講のみなしの追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>第2号追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第8章 異常事態対策</p> <p>(異常事態)</p> <p>第69条 異常事態とは、地震、火災その他の原因によって、相当な規模の放射線被ばく等が発生し、若しくは発生するおそれのある場合、又は、除去が困難であるような放射性物質による汚染が生じた場合をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(事前の措置)</p> <p>第70条 所長は、異常事態に対処するため、迅速な対策活動を行うための「<u>異常事態対策組織</u>」を設置できるよう、あらかじめ<u>必要な措置</u>を講じておかななければならない。</p> <p>(1) 対策要員の指名</p> <p>(2) 活動に必要な救護用具、放射線測定器、汚染除去機材等の整備</p> <p>(3) 所内及び所外関係機関との連絡通報系統の確立</p> <p>(新設)</p> <p>(異常事態対策組織)</p> <p>第71条 所長は、<u>異常事態が発生した場合は異常事態対策組織に本部を置き、本部長は所長が行う。ただし、夜間、休日その他の事情で本部長が原子炉施設内にいない場合のために、</u>応急判断のできる者を代行者に充て、本部長が到着するまでの指揮を行いうるような措置を講じておかななければならない。</p> <p>(異常事態対策本部の設置)</p> <p>第72条 原子炉施設に異常事態が発生し、又はそのおそれがあることを発見した者は、直ちに付近にいる者及び所長に通報し、異常事態対策本部が<u>確立するまでの間</u>、付近にいる者と協力して応急の措置を講じなければならない。</p> <p>2 所長は、通報を受け、<u>その事態が異常時に該当すると判断した場合は</u>、直ちに、異常事態を宣言し、あらかじめ定めておいた対策要員を招集して異常事態対策本部を設置し、異常事態の発生を第70条に定めた連絡通報系統により所内及び所外関係機関へ通報しなければならない。</p> <p>(異常事態における活動)</p> <p>第73条 本部長は、異常事態に当たって人命の救助、災害の原因除去、拡大防止等に係る防護活動を行わなければならない。</p> <p>(火災の場合の処置)</p> <p>第74条 原子炉施設内に火災が発生したことを発見した者又は原子炉施設に延焼するおそれのある火災を発見した者は、直ちに付近にいる者及び室長に通報し、消火又は延焼防止の措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた室長は、直ちに原子炉施設の所在地を管轄する消防署その他第70条に定める関係機関に通報しなければならない。</p> <p>3 室長は、二次災害を防止する観点から、消火作業に関する的確な指示を与え、必要に応じて放射線防護上の措置を講じなければならない。</p> <p>(地震の場合の処置)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 異常事態対策</p> <p>(異常事態)</p> <p>第69条 異常事態とは、地震、火災その他の原因によって、相当な規模の放射線被ばく等が発生し、若しくは発生するおそれのある場合、又は、除去が困難であるような放射性物質による汚染が生じた場合をいう。</p> <p>2 所長は、<u>異常事態への対処に関して、応急措置要領を定める。</u></p> <p>(事前の措置)</p> <p>第70条 所長は、異常事態に対処するため、迅速な対策活動を行うための「<u>異常事態対策本部</u>」を設置できるよう、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる措置</u>を講じておかななければならない。</p> <p>(1) 対策要員の指名</p> <p>(2) 活動に必要な救護用具、放射線測定器、<u>照明器具、無線機器、</u>汚染除去機材等の整備</p> <p>(3) 所内及び所外関係機関との連絡通報系統の確立</p> <p><u>(4) その他必要な措置</u></p> <p>(異常事態対策本部長)</p> <p>第71条 <u>異常事態対策本部の本部長には所長が就くものとする。なお、夜間、休日その他の事情で本部長が原子力研究所内にいない場合のために、</u>応急判断のできる者を代行者に充て、本部長が到着するまでの指揮を行いうるような措置を講じておかななければならない。</p> <p>(異常事態対策本部の設置)</p> <p>第72条 原子炉施設に異常事態が発生し、又はそのおそれがあることを発見した者は、直ちに付近にいる者及び所長に通報し、異常事態対策本部が<u>設置されるまでの間</u>、付近にいる者と協力して応急の措置を講じなければならない。</p> <p>2 所長は、通報を受けた<u>事態が異常事態に該当すると判断した場合は</u>、直ちに、異常事態を宣言し、あらかじめ定めておいた対策要員を招集して異常事態対策本部を設置し、異常事態の発生を第70条に定めた連絡通報系統により所内及び所外関係機関へ通報しなければならない。</p> <p>(異常事態における活動)</p> <p>第73条 本部長は、異常事態に当たって人命の救助、災害の原因除去、拡大防止等に係る防護活動を行わなければならない。</p> <p>(火災の場合の処置)</p> <p>第74条 原子炉施設内に火災が発生したことを発見した者又は原子炉施設に延焼するおそれのある火災を発見した者は、直ちに付近にいる者及び室長に通報し、消火又は延焼防止の措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた室長は、直ちに原子炉施設の所在地を管轄する消防署その他第70条に定める関係機関に通報しなければならない。</p> <p>3 室長は、二次災害を防止する観点から、消火作業に関する的確な指示を与え、必要に応じて放射線防護上の措置を講じなければならない。</p> <p>(地震の場合の処置)</p>	<p>旧第5条第1項第2号の本条への移動</p> <p>記載の適正化</p> <p>改正法第3条の施行による変更、追加 (試験炉規則第15条第2項第14号の制定による変更、追加) (事前の措置の資機材の追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p>

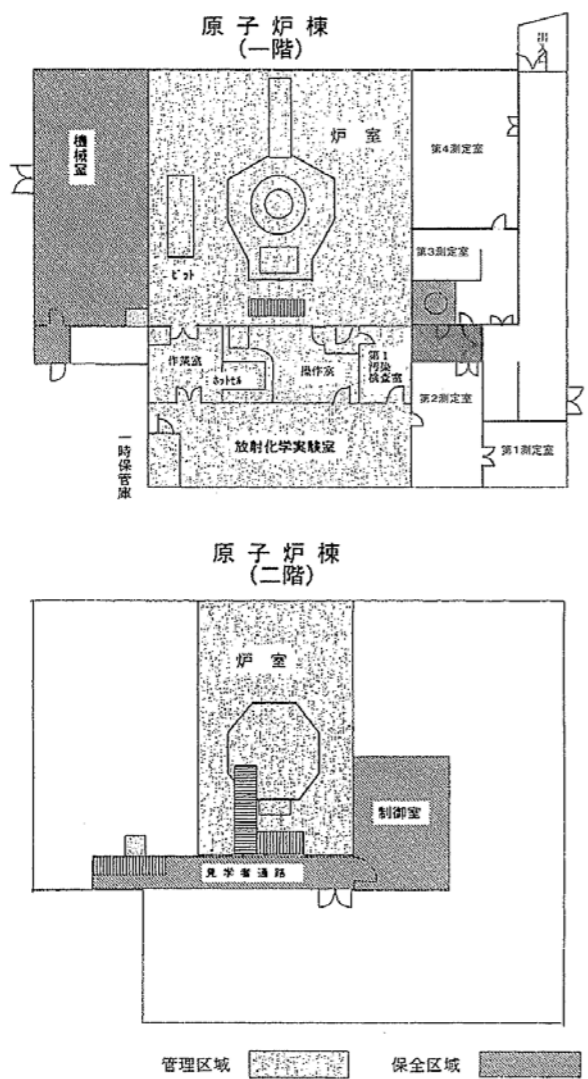
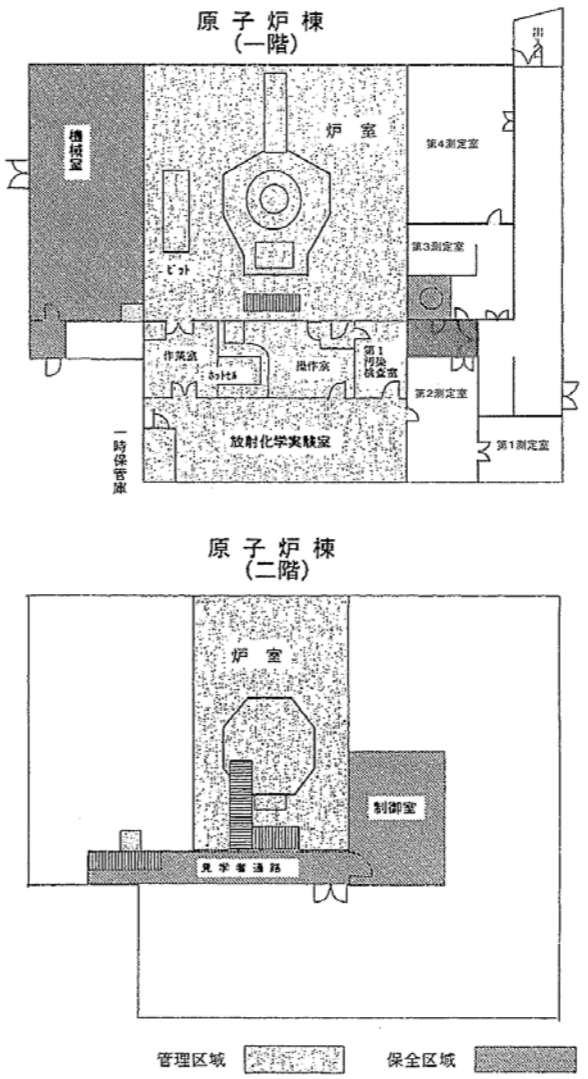
旧	新	備考
<p>第75条 室長から指名された所員は、震度4以上の地震があった場合は、原子炉施設の状況を点検し、その結果を室長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた室長は、その結果を所長に報告するとともに関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(救護措置)</p> <p>第76条 被災者を発見した者は、速やかに救護のための措置を講じなければならない。 (異常事態の解除)</p> <p>第77条 本部長は、異常事態の原因が除去され、異常事態対策活動が終了したと判断した場合は、解除を宣言し、その旨を第70条の連絡通報システムにより通報しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第75条 室長から指名された従業員は、震度4以上の地震があった場合は、原子炉施設の状況を点検し、その結果を室長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた室長は、その結果を所長に報告するとともに、関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(<u>工事中の事故の場合の処置</u>)</p> <p>第75条の2 原子炉施設内で工事中に事故が発生した場合には、事故現場に居合わせた者は、直ちに室長に連絡し、その指示に従わなければならない。</p> <p>2 室長は、前項の連絡を受けたときには、直ちに所長に報告し、第70条に定める関係機関に通報するとともに、<u>原子炉施設内及び周辺の放射線量の測定、必要に応じて放射線防護上の措置、施設の保全上の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(<u>事故等の場合における施設の機能の保全</u>)</p> <p>第75条の3 原子炉施設に関する設計想定事象又は多量に放射性物質を放出する事故における施設の機能の保全に関する措置は、第72条の組織をもって消防計画及び応急措置要領に基づき実施する。</p> <p>(救護措置)</p> <p>第76条 被災者を発見した者は、速やかに救護のための措置を講じなければならない。 (異常事態の解除)</p> <p>第77条 本部長は、異常事態の原因が除去され、異常事態対策活動が終了したと判断した場合は、<u>異常事態の解除を宣言し、その旨を第70条に定める連絡通報システムにより通報しなければならない。</u></p> <p>2 本部長は、前項の宣言をもって、<u>異常事態対策本部を解散する。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>改正法第3条の施行による変更、追加 (試験炉規則第15条第2項第14号の制定による追加) (工事中の事故の処置を追加)</p> <p>改正法第3条の施行による変更、追加 (試験炉規則第15条第2項第15号の制定による追加)</p> <p>(変更なし)</p>
<p style="text-align: center;">第9章 記録及び報告</p> <p>(記録と保存)</p> <p>第78条 原子炉施設に関する記録は、第18表に掲げる事項について行う。また、保存責任者は、これを定められた場所に保存しておかななければならない。</p> <p>2 室長は、廃止措置に伴う施設の撤去に係る記録を定められた場所に保存しておかななければならない。</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第79条 室長は、原子炉施設について次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、直ちに所長の承認を得て原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</u></p> <p>(2) 原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 原子炉施設の故障により、気体状の放射性廃棄物の廃棄施設による排出の状況に異常が認められたとき。</p>	<p style="text-align: center;">第9章 記録及び報告</p> <p>(記録と保存)</p> <p>第78条 原子炉施設及び廃止措置に関する記録は第18表及び第19表に掲げる事項について行い、<u>室長はこれを原子力研究所に保存しなければならない。</u></p> <p>(修正の上、第1項に統合)</p> <p>(事故等の報告)</p> <p>第79条 室長は、原子炉施設について次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>その旨を直ちに所長及び保安監督者並びに原子力規制委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(1) 原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき。</p> <p>(2) <u>火災により原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。</u></p> <p>(3) 原子炉施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の廃棄施設による排出の状況に異常が認められたとき。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>改正法第3条の施行による変更、追加 (試験炉規則第15条第2項第14号の制定による追加) (終息宣言の追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>改正法第3条の施行による変更、追加 (試験炉規則第6条並びに同規則第15条第2項第16号の制定による追加)</p> <p>記載の適正化</p> <p>改正法第3条の施行による変更、追加 (試験炉規則第16条の14の制定による変更、追加) (旧第1号は、原子炉用燃料の在庫はないため削除) (報告事象の見直し)</p> <p>(報告事象の見直し)</p>

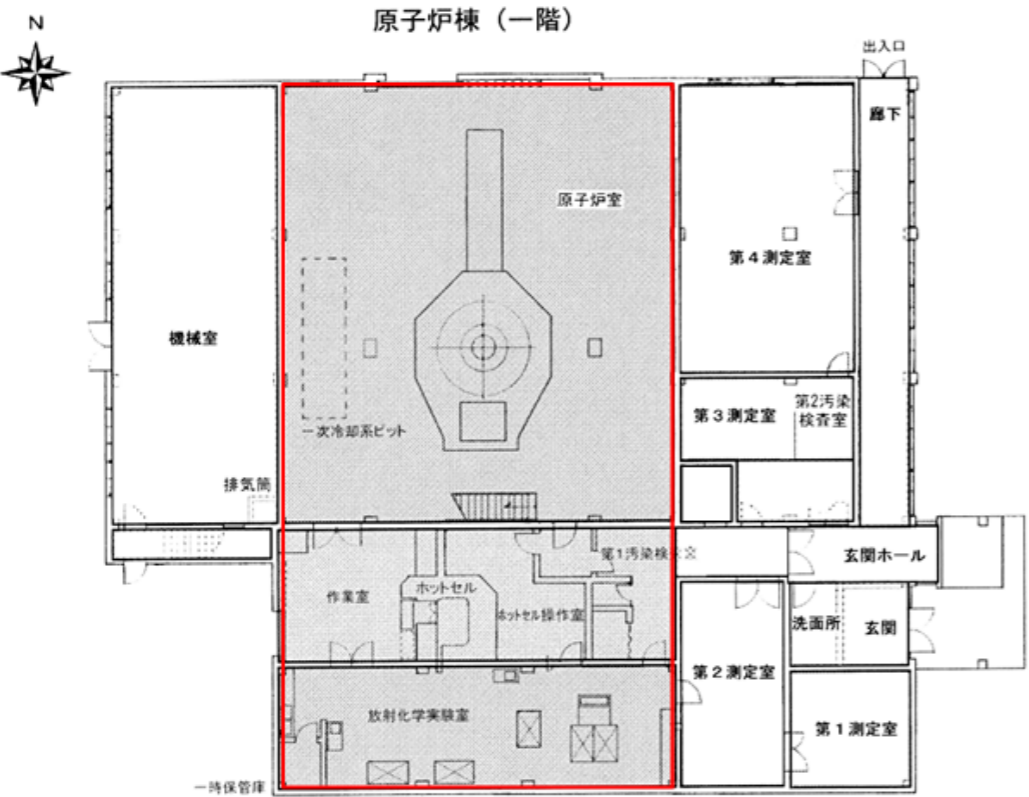
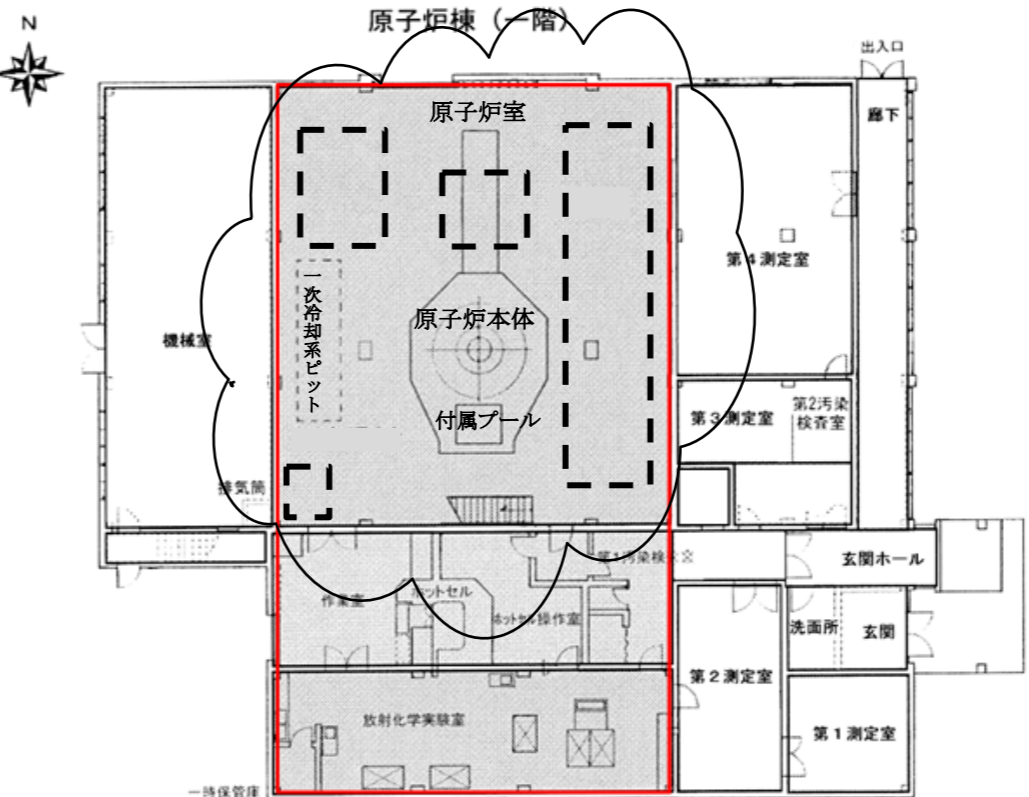
旧	新	備考
<p>(4) 気体状の放射性廃棄物を廃棄施設によって排出した場合において、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度が、告示に定める濃度限度を超えたとき。</p> <p>(5) 核燃料物質等が、管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(6) 原子炉施設の故障により、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>イ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。</p> <p>ロ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>(7) 原子炉施設の故障により、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5mSv、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5mSvを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(8) 放射線業務従事者について告示第5条に定める線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(9) 前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p>	<p>(4) 気体状の放射性廃棄物を廃棄施設によって排出した場合において、周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度が、告示第8条に定める濃度限度を超えたとき。</p> <p>(5) 核燃料物質等が、管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(6) 原子炉施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>イ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。</p> <p>ロ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>(7) 原子炉施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5 mSv、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5 mSvを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(8) 放射線業務従事者について告示第5条に定める線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(9) 前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(報告事象の見直し)</p> <p>(報告事象の見直し)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 所長は、前項の報告を受けた場合には、直ちに、総長及び理事長に報告しなければならない。</u></p>	<p>(事象発生時、総長、理事長への報告の義務化)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 理事長は、前項の報告を受けた場合には、総長及び所長に命じて対策を講じさせなければならない。</u></p>	<p>(事象発生時、理事長の総長、所長への対策処置命令の追加)</p>
<p><u>2 室長は、前項の報告をするとき、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。</u></p>	<p><u>4 室長は、第1項の報告後10日以内に、次の各号に掲げる事項を所長及び保安監督者に報告しなければならない。</u></p>	<p>(事象発生時の報告手続きの追加)</p>
<p>(1) 発生の日時</p> <p>(2) 状況及びそれに際してとつた措置</p> <p>(3) 原因</p> <p>(4) 後の措置</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項</p>	<p>(1) 発生の日時</p> <p>(2) 状況及びそれに際してとつた処置</p> <p>(3) 原因</p> <p>(4) 後に講じた措置</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>5 所長は、前項の報告を受けたときは、速やかに、総長及び理事長に報告しなければならない。</u></p>	<p>(事象発生時の報告手続きの追加)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>6 理事長は、前項の報告を受けたときは、速やかに、第4項の各号に掲げる事項を原子力規制委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(事象発生時の報告手続きの追加)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>7 理事長は、原子力規制委員会に報告した内容を、立教大学のウェブサイトにおいて公開するものとする。</u></p>	<p>(原子力規制委員会への報告の情報公開の追加)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(保安に関する技術情報の共有)</p> <p><u>第80条 室長は、原子炉施設の保安の向上のため、保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を、所長の承認を得て、情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子</u></p>	<p>改正法第3条の施行による変更、追加</p> <p>(試験炉規則第15条第2項第19号の制定による追加)</p>

旧	新	備考
<p>(新設)</p> <p>附 則 (施行期日) 第 1 条 この保安規定は、変更の認可の翌日から施行する。</p>	<p><u>炉設置者に提供する。</u></p> <p><u>(不適合発生時の情報の公開)</u></p> <p>第 8 1 条 理事長は、<u>第 1 0 条の品質マネジメント計画に基づく保安活動において、不適合と判断された事象が生じた場合には、原子力施設の安全に及ぼす影響の大きさ、他の原子力施設との共通性を考慮して、立教大学のウェブサイトにて、不適合の内容と改善のための措置を公開しなければならない。</u></p> <p>附 則 (施行期日) 第 1 条 本規定は、変更の認可の翌日から施行する。</p>	<p>(技術情報の共有)</p> <p>改正法第 3 条の施行による変更、追加 (試験炉規則第 15 条第 2 項第 20 号の制定による追加) (不適合の情報公開)</p> <p>記載の適正化</p>

旧	新	備考
<p>第1図 保安管理に関する組織図（第6条関係）</p>  <p>第2図 品質保証に関する組織図（第11条関係）</p> 	<p>第1図 保安管理に関する組織図（第6条-第9条関係）</p>  <p>第2図 削除</p>	<p>改正法第3条制定に伴う変更 (品質マネジメントシステムに係る変更)</p> <p>旧第2図と旧第1図を統合して新第1図とする。</p>

旧	新	備考
<p>第3図 敷地内配置図 (第35条, 第36条, 第37条関係)</p> <p>管理区域</p> <p>保全区域</p> <p>周辺監視区域</p> <p>0 25m 50m</p>	<p>第3図 敷地内配置図 (第35条、第37条関係)</p> <p>管理区域</p> <p>保全区域</p> <p>周辺監視区域</p> <p>0 25m 50m</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(図内容変更なし)</p>

旧	新	備考
<p data-bbox="418 226 1083 262">第4図 原子炉棟内管理区域等（第35条、第36条関係）</p> 	<p data-bbox="1507 226 2172 262">第4図 原子炉棟内管理区域等（第35条、第36条関係）</p> 	<p data-bbox="2410 226 2537 262">（変更なし）</p>

旧	新	備考
<p>第5図 放射性固体廃棄物の保管場所（第27条、第28条、第29条関係）</p>  <p>原子炉棟（一階）</p> <p>管理区域 </p> <p>固体廃棄物の区分ごとの保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運転中廃棄物 : 一次冷却系ピット ② 解体廃棄物 : 炉室, 付属プール, ドラム缶ラック ③ 解体付随廃棄物 : ドラム缶ラック 	<p>第5図 放射性固体廃棄物の保管場所（第27条—第29条関係）</p>  <p>原子炉棟（一階）</p> <p>管理区域 ☁️ ドラム缶ラック設置区域</p> <p>固体廃棄物の区分ごとの保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運転中廃棄物 : <u>原子炉室（一次冷却系ピット）</u> ② 解体廃棄物 : <u>原子炉室, 原子炉本体（付属プール）, 原子炉室（ドラム缶ラック）</u> ③ 解体付随廃棄物 : <u>原子炉室（ドラム缶ラック）</u> 	<p>記載の適正化</p> <p>記載の追加</p>
	<p>記載の適正化</p>	<p>記載の適正化</p>

旧	新	備考																																																													
<p style="text-align: center;">第1表 品質保証活動に係る必要な教育（第12条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">対象者 項目</th> <th style="width:15%;">保安業務に 従事する 所員</th> <th style="width:15%;">その他 の 所員</th> <th style="width:15%;">品質保証 責任者</th> <th style="width:15%;">内部監査員</th> <th style="width:10%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質保証計画</td> <td>0.5時間</td> <td>0.5時間</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>策定及び改定の都度*2</td> </tr> <tr> <td>品質保証活動に必要な文書及び記録(書式)*1</td> <td>0.5時間</td> <td>0.5時間</td> <td>---</td> <td>0.5時間*3</td> <td>策定及び改定の都度*2</td> </tr> <tr> <td>品質保証に関する知識</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>7時間</td> <td>---</td> <td>選任時</td> </tr> <tr> <td>内部監査の実施方法</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>7時間</td> <td>7時間</td> <td>選任時</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*1 対象の文書及び記録(書式)は品質保証計画に則る。 *2 部分改定の場合は、回覧等にて周知徹底を図る。 *3 事前に品質保証活動に必要な文書及び記録(図式)を配布し、理解を求める。</p>	対象者 項目	保安業務に 従事する 所員	その他 の 所員	品質保証 責任者	内部監査員	頻度	品質保証計画	0.5時間	0.5時間	---	---	策定及び改定の都度*2	品質保証活動に必要な文書及び記録(書式)*1	0.5時間	0.5時間	---	0.5時間*3	策定及び改定の都度*2	品質保証に関する知識	---	---	7時間	---	選任時	内部監査の実施方法	---	---	7時間	7時間	選任時	<p style="text-align: center;">第1表 性能維持施設（第16の2条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">施設区分</th> <th style="width:15%;">設備等の区分</th> <th style="width:20%;">対象機器</th> <th style="width:10%;">維持すべき性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>放射線遮蔽体</td> <td>付属プール</td> <td>放射線遮蔽 放射性物質の保管</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td rowspan="4">気体廃棄物の廃 棄施設</td> <td>送風機</td> <td rowspan="4">汚染拡大の防止 換気能力 排気経路の確保</td> </tr> <tr> <td>ダクト</td> </tr> <tr> <td>フィルタ</td> </tr> <tr> <td>排風機 排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋内管理用設備</td> <td>線量当量率測定用サーベ イメータ（ガンマ線用）</td> <td rowspan="3">原子炉室内外の放射線の 監視、測定、記録</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サー ベイメータ（ベータ線 用）</td> </tr> <tr> <td>ハンド・フット・クロズ モニタ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外管理用設備</td> <td>じんあいモニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">格納施設</td> <td>原子炉室</td> <td>閉じ込め機能 換気中の負圧の維持 放射性物質の保管</td> </tr> <tr> <td>(一次冷却系ピット)</td> <td>放射性物質の保管</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	対象機器	維持すべき性能	原子炉本体	放射線遮蔽体	付属プール	放射線遮蔽 放射性物質の保管	放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	送風機	汚染拡大の防止 換気能力 排気経路の確保	ダクト	フィルタ	排風機 排気筒	放射線管理施設	屋内管理用設備	線量当量率測定用サーベ イメータ（ガンマ線用）	原子炉室内外の放射線の 監視、測定、記録	表面汚染密度測定用サー ベイメータ（ベータ線 用）	ハンド・フット・クロズ モニタ		屋外管理用設備	じんあいモニタ		原子炉格納施設	格納施設	原子炉室	閉じ込め機能 換気中の負圧の維持 放射性物質の保管	(一次冷却系ピット)	放射性物質の保管	<p>改正法第3条制定に伴う変更 (検査制度の制定に伴う追加) (試験炉規則の改正に伴う追加) (試験炉規則第15条第2項第18号の 制定による追加)</p>
対象者 項目	保安業務に 従事する 所員	その他 の 所員	品質保証 責任者	内部監査員	頻度																																																										
品質保証計画	0.5時間	0.5時間	---	---	策定及び改定の都度*2																																																										
品質保証活動に必要な文書及び記録(書式)*1	0.5時間	0.5時間	---	0.5時間*3	策定及び改定の都度*2																																																										
品質保証に関する知識	---	---	7時間	---	選任時																																																										
内部監査の実施方法	---	---	7時間	7時間	選任時																																																										
施設区分	設備等の区分	対象機器	維持すべき性能																																																												
原子炉本体	放射線遮蔽体	付属プール	放射線遮蔽 放射性物質の保管																																																												
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	送風機	汚染拡大の防止 換気能力 排気経路の確保																																																												
		ダクト																																																													
		フィルタ																																																													
		排風機 排気筒																																																													
放射線管理施設	屋内管理用設備	線量当量率測定用サーベ イメータ（ガンマ線用）	原子炉室内外の放射線の 監視、測定、記録																																																												
		表面汚染密度測定用サー ベイメータ（ベータ線 用）																																																													
		ハンド・フット・クロズ モニタ																																																													
	屋外管理用設備	じんあいモニタ																																																													
原子炉格納施設	格納施設	原子炉室	閉じ込め機能 換気中の負圧の維持 放射性物質の保管																																																												
		(一次冷却系ピット)	放射性物質の保管																																																												
<p style="text-align: center;">第2表 警報装置の作動条件（第19条及び第21条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">項 目</th> <th style="width:30%;">作 動 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気口 じんあい <u>β・γ</u>モニタ</td> <td>2.0×10^{-4} Bq/cm³</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	作 動 条 件	排気口 じんあい <u>β・γ</u> モニタ	2.0×10^{-4} Bq/cm ³	<p style="text-align: center;">第2表 警報装置の作動条件（第19条、第21条及び第33条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">項 目</th> <th style="width:30%;">作 動 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気口 じんあい <u>ベータ・ガンマ線</u>モニタ</td> <td>2.0×10^{-4} Bq/cm³</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	作 動 条 件	排気口 じんあい <u>ベータ・ガンマ線</u> モニタ	2.0×10^{-4} Bq/cm ³	<p>記載の適正化</p>																																																					
項 目	作 動 条 件																																																														
排気口 じんあい <u>β・γ</u> モニタ	2.0×10^{-4} Bq/cm ³																																																														
項 目	作 動 条 件																																																														
排気口 じんあい <u>ベータ・ガンマ線</u> モニタ	2.0×10^{-4} Bq/cm ³																																																														
<p style="text-align: center;">第3表 換気系作動時の確認主要項目（第20条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">項 目</th> <th style="width:70%;">確 認 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋(炉室)の負圧</td> <td>マンメータ</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設モニタ</td> <td>排気口じんあいモニタ</td> </tr> <tr> <td>警報設定値等</td> <td>じんあいモニタ遠隔操作盤</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	原子炉建屋(炉室)の負圧	マンメータ	放射線管理施設モニタ	排気口じんあいモニタ	警報設定値等	じんあいモニタ遠隔操作盤	<p style="text-align: center;">第3表 換気系作動時の確認主要項目（第20条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">項 目</th> <th style="width:70%;">確 認 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋(炉室)の負圧</td> <td>マンメータ</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設モニタ</td> <td>排気口じんあいモニタ</td> </tr> <tr> <td>警報設定値等</td> <td>じんあいモニタ遠隔操作盤</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	原子炉建屋(炉室)の負圧	マンメータ	放射線管理施設モニタ	排気口じんあいモニタ	警報設定値等	じんあいモニタ遠隔操作盤	<p>(変更なし)</p>																																													
項 目	確 認 事 項																																																														
原子炉建屋(炉室)の負圧	マンメータ																																																														
放射線管理施設モニタ	排気口じんあいモニタ																																																														
警報設定値等	じんあいモニタ遠隔操作盤																																																														
項 目	確 認 事 項																																																														
原子炉建屋(炉室)の負圧	マンメータ																																																														
放射線管理施設モニタ	排気口じんあいモニタ																																																														
警報設定値等	じんあいモニタ遠隔操作盤																																																														

旧	新	備考																																																																				
<p style="text-align: center;">第6表 管理区域に係る線量等 (第35条, 第42条, 第48条及び第49条)</p> <table border="1" data-bbox="338 327 1175 508"> <tr> <td>外部放射線に係る線量</td> <td>1.3 mSv/3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質の濃度*</td> <td>1×10^{-4} Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度($\beta \cdot \gamma$)</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(* 代表核種としてCo-60を対象とする。)</p> <p style="text-align: center;">第7表 特別措置を必要とする線量率 (第42条関係)</p> <table border="1" data-bbox="448 705 1065 793"> <tr> <th>項目</th> <th>線量率</th> </tr> <tr> <td>外部放射線に関する線量率</td> <td>1 mSv/hr</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第8表 放射線業務従事者の線量限度 (第50条, 第53条関係)</p> <table border="1" data-bbox="281 926 1234 1194"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>線量限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実行線量</td> <td>5年 100 mSv 1年 50 mSv</td> </tr> <tr> <td>(女子については上記に加えて) 3ヶ月 5 mSv 妊娠中内部被ばく 1 mSv</td> </tr> <tr> <td>等価線量</td> <td>眼の水晶体 1年 150 mSv 皮ふ 1年 500 mSv 腹部表面 (女子妊娠中) 2 mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第9表 線量限度の評価等 (第51条, 第53条関係)</p> <table border="1" data-bbox="270 1419 1243 1671"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象者</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外部線量</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>3ヶ月及び必要の都度 (ただし, 女子は1ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内部線量</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>必要の都度</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>必要の都度</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第10表 要警戒の基準 (第53条関係)</p> <table border="1" data-bbox="329 1808 1184 1892"> <thead> <tr> <th>線量当量</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヶ月実効線量</td> <td>1 mSv</td> </tr> </tbody> </table>	外部放射線に係る線量	1.3 mSv/3ヶ月	空気中の放射性物質の濃度*	1×10^{-4} Bq/cm ³	放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度($\beta \cdot \gamma$)	4 Bq/cm ²	項目	線量率	外部放射線に関する線量率	1 mSv/hr	項目	線量限度	実行線量	5年 100 mSv 1年 50 mSv	(女子については上記に加えて) 3ヶ月 5 mSv 妊娠中内部被ばく 1 mSv	等価線量	眼の水晶体 1年 150 mSv 皮ふ 1年 500 mSv 腹部表面 (女子妊娠中) 2 mSv	項目	対象者	頻度	外部線量	放射線業務従事者	3ヶ月及び必要の都度 (ただし, 女子は1ヶ月)	一時立入者	1日	内部線量	放射線業務従事者	必要の都度	一時立入者	必要の都度	線量当量	基準値	1ヶ月実効線量	1 mSv	<p style="text-align: center;">第6表 管理区域に係る線量等 (第35条, 第42条, 第48条及び第49条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1427 327 2264 508"> <tr> <td>外部放射線に係る線量</td> <td>1.3 mSv/3ヶ月</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質の濃度*</td> <td>1×10^{-4} Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度($\beta \cdot \gamma$)</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(* 代表核種としてCo-60を対象とする。)</p> <p style="text-align: center;">第7表 特別措置を必要とする線量率 (第42条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1537 705 2154 793"> <tr> <th>項目</th> <th>線量率</th> </tr> <tr> <td>外部放射線に関する線量率</td> <td>25 μSv/hr</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第8表 放射線業務従事者の線量限度 (第50条, 第53条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1371 926 2323 1226"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>線量限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実行線量</td> <td>5年 100 mSv 1年 50 mSv</td> </tr> <tr> <td>(女子については上記に加えて) 3ヶ月 5 mSv 妊娠中内部被ばく 1 mSv</td> </tr> <tr> <td>等価線量</td> <td>眼の水晶体 5年 100 mSv* 1年 50 mSv* 皮ふ 1年 500 mSv 腹部表面 (女子妊娠中) 2 mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">* 2021年4月1日から施行。2021年3月31日までは、1年150 mSv。</p> <p style="text-align: center;">第9表 線量限度の評価等 (第51条, 第53条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1371 1409 2323 1654"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象者</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外部線量</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>3ヶ月及び必要の都度 (ただし, 女子は1ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内部線量</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>必要の都度</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>必要の都度</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第10表 要警戒の基準 (第53条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1427 1797 2264 1881"> <thead> <tr> <th>線量当量</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヶ月実効線量</td> <td>1 mSv</td> </tr> </tbody> </table>	外部放射線に係る線量	1.3 mSv/3ヶ月	空気中の放射性物質の濃度*	1×10^{-4} Bq/cm ³	放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度($\beta \cdot \gamma$)	4 Bq/cm ²	項目	線量率	外部放射線に関する線量率	25 μ Sv/hr	項目	線量限度	実行線量	5年 100 mSv 1年 50 mSv	(女子については上記に加えて) 3ヶ月 5 mSv 妊娠中内部被ばく 1 mSv	等価線量	眼の水晶体 5年 100 mSv* 1年 50 mSv* 皮ふ 1年 500 mSv 腹部表面 (女子妊娠中) 2 mSv	項目	対象者	頻度	外部線量	放射線業務従事者	3ヶ月及び必要の都度 (ただし, 女子は1ヶ月)	一時立入者	1日	内部線量	放射線業務従事者	必要の都度	一時立入者	必要の都度	線量当量	基準値	1ヶ月実効線量	1 mSv	<p>記載の適正化</p> <p>保安活動の見直しによる変更、追加 根拠基準の明確化。、線量限度からの値に訂正</p> <p>記載の適正化</p> <p>電離則改正を反映</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p>
外部放射線に係る線量	1.3 mSv/3ヶ月																																																																					
空気中の放射性物質の濃度*	1×10^{-4} Bq/cm ³																																																																					
放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度($\beta \cdot \gamma$)	4 Bq/cm ²																																																																					
項目	線量率																																																																					
外部放射線に関する線量率	1 mSv/hr																																																																					
項目	線量限度																																																																					
実行線量	5年 100 mSv 1年 50 mSv																																																																					
	(女子については上記に加えて) 3ヶ月 5 mSv 妊娠中内部被ばく 1 mSv																																																																					
等価線量	眼の水晶体 1年 150 mSv 皮ふ 1年 500 mSv 腹部表面 (女子妊娠中) 2 mSv																																																																					
項目	対象者	頻度																																																																				
外部線量	放射線業務従事者	3ヶ月及び必要の都度 (ただし, 女子は1ヶ月)																																																																				
	一時立入者	1日																																																																				
内部線量	放射線業務従事者	必要の都度																																																																				
	一時立入者	必要の都度																																																																				
線量当量	基準値																																																																					
1ヶ月実効線量	1 mSv																																																																					
外部放射線に係る線量	1.3 mSv/3ヶ月																																																																					
空気中の放射性物質の濃度*	1×10^{-4} Bq/cm ³																																																																					
放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度($\beta \cdot \gamma$)	4 Bq/cm ²																																																																					
項目	線量率																																																																					
外部放射線に関する線量率	25 μ Sv/hr																																																																					
項目	線量限度																																																																					
実行線量	5年 100 mSv 1年 50 mSv																																																																					
	(女子については上記に加えて) 3ヶ月 5 mSv 妊娠中内部被ばく 1 mSv																																																																					
等価線量	眼の水晶体 5年 100 mSv* 1年 50 mSv* 皮ふ 1年 500 mSv 腹部表面 (女子妊娠中) 2 mSv																																																																					
項目	対象者	頻度																																																																				
外部線量	放射線業務従事者	3ヶ月及び必要の都度 (ただし, 女子は1ヶ月)																																																																				
	一時立入者	1日																																																																				
内部線量	放射線業務従事者	必要の都度																																																																				
	一時立入者	必要の都度																																																																				
線量当量	基準値																																																																					
1ヶ月実効線量	1 mSv																																																																					

旧	新	備考																																																																																																						
<p style="text-align: center;">第 1 1 表 線量の評価基準 (第 5 3 条, 第 5 5 条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:50%;">項 目</th> <th style="width:50%;">基準値</th> </tr> <tr> <td>実効線量</td> <td>1日 100 μSv</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第 1 2 表 緊急作業に係る実効線量 (第 5 6 条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:50%;">項 目</th> <th style="width:50%;">制 限 値</th> </tr> <tr> <td>実効線量</td> <td>100 mSv</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td>300 mSv</td> </tr> <tr> <td>皮ふ</td> <td>1 Sv</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第 1 3 表 管理区域における線量当量率等の測定 (第 5 7 条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2" style="width:20%;">測定場所</th> <th colspan="4">測定対象</th> </tr> <tr> <th style="width:15%;">線量当量率</th> <th style="width:15%;">外部放射線に係る線量当量</th> <th style="width:15%;">空気中の放射性物質の濃度</th> <th style="width:15%;">放射性物質の表面密度</th> </tr> <tr> <td>炉室 (付属プール側壁及び保管廃棄物保管容器を含む)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第 1 4 表 放射線測定器等の管理 (第 6 0 条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">設置場所／保管場所</th> <th style="width:15%;">測 定 対 象</th> <th style="width:15%;">測 定 器</th> <th style="width:10%;">台 数</th> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>空気中の放射線物質の濃度</td> <td>ベータ・ガンマ線 じんあいモニタ</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">制御室及び汚染検査室</td> <td rowspan="2">放射性物質の表面密度</td> <td>ベータ線</td> <td style="text-align: center;">GM 計数管式汚染サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>ベータ線</td> <td style="text-align: center;">GM 計数管 (ダスト/スミア用)</td> </tr> <tr> <td>線量当量率</td> <td>ガンマ線</td> <td style="text-align: center;">NaI シンチレーション式サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>管理区域退出モニタ</td> <td>HFC モニタ</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>ガンマ線</td> <td>個人線量計</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </table>	項 目	基準値	実効線量	1日 100 μSv	項 目	制 限 値	実効線量	100 mSv	等価線量	眼の水晶体	300 mSv	皮ふ	1 Sv	測定場所	測定対象				線量当量率	外部放射線に係る線量当量	空気中の放射性物質の濃度	放射性物質の表面密度	炉室 (付属プール側壁及び保管廃棄物保管容器を含む)	○	○	○	○	設置場所／保管場所	測 定 対 象	測 定 器	台 数	排気口	空気中の放射線物質の濃度	ベータ・ガンマ線 じんあいモニタ	1	制御室及び汚染検査室	放射性物質の表面密度	ベータ線	GM 計数管式汚染サーベイメータ	ベータ線	GM 計数管 (ダスト/スミア用)	線量当量率	ガンマ線	NaI シンチレーション式サーベイメータ	管理区域退出モニタ	HFC モニタ	1	事務室	ガンマ線	個人線量計	15	<p style="text-align: center;">第 1 1 表 線量の評価基準 (第 5 3 条, 第 5 5 条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:50%;">項 目</th> <th style="width:50%;">基準値</th> </tr> <tr> <td>実効線量</td> <td>1日 100 μSv</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第 1 2 表 緊急作業に係る実効線量 (第 5 6 条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width:50%;">項 目</th> <th style="width:50%;">制 限 値</th> </tr> <tr> <td>実効線量</td> <td>100 mSv</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td>300 mSv</td> </tr> <tr> <td>皮ふ</td> <td>1 Sv</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第 1 3 表 管理区域における線量当量率等の測定 (第 5 7 条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2" style="width:20%;">測定場所</th> <th colspan="4">測定対象</th> </tr> <tr> <th style="width:15%;">線量当量率</th> <th style="width:15%;">外部放射線に係る線量当量</th> <th style="width:15%;">空気中の放射性物質の濃度</th> <th style="width:15%;">放射性物質の表面密度</th> </tr> <tr> <td>炉室 (付属プール側壁及び保管廃棄物保管容器を含む)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第 1 4 表 放射線測定器等の管理 (第 6 0 条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">設置場所／保管場所</th> <th style="width:15%;">測 定 対 象</th> <th style="width:15%;">測 定 器</th> <th style="width:10%;">台 数</th> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>空気中の放射線物質の濃度</td> <td>ベータ・ガンマ線 じんあいモニタ</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">制御室及び汚染検査室</td> <td rowspan="2">放射性物質の表面密度</td> <td>ベータ線</td> <td style="text-align: center;">表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>ベータ線</td> <td style="text-align: center;">ダスト/スミア用放射能測定装置</td> </tr> <tr> <td>線量当量率</td> <td>ガンマ線</td> <td style="text-align: center;">線量当量率測定用サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>管理区域退出モニタ</td> <td>ハンド・フット・クロズモニタ</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>ガンマ線</td> <td>個人線量計 (電子式)</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </table>	項 目	基準値	実効線量	1日 100 μSv	項 目	制 限 値	実効線量	100 mSv	等価線量	眼の水晶体	300 mSv	皮ふ	1 Sv	測定場所	測定対象				線量当量率	外部放射線に係る線量当量	空気中の放射性物質の濃度	放射性物質の表面密度	炉室 (付属プール側壁及び保管廃棄物保管容器を含む)	○	○	○	○	設置場所／保管場所	測 定 対 象	測 定 器	台 数	排気口	空気中の放射線物質の濃度	ベータ・ガンマ線 じんあいモニタ	1	制御室及び汚染検査室	放射性物質の表面密度	ベータ線	表面汚染密度測定用サーベイメータ	ベータ線	ダスト/スミア用放射能測定装置	線量当量率	ガンマ線	線量当量率測定用サーベイメータ	管理区域退出モニタ	ハンド・フット・クロズモニタ	1	事務室	ガンマ線	個人線量計 (電子式)	5	<p style="text-align: center;">(変更なし)</p> <p style="text-align: center;">(変更なし)</p> <p style="text-align: center;">(変更なし)</p> <p style="text-align: center;">記載の訂正 (今後の必要数)</p>
項 目	基準値																																																																																																							
実効線量	1日 100 μSv																																																																																																							
項 目	制 限 値																																																																																																							
実効線量	100 mSv																																																																																																							
等価線量	眼の水晶体	300 mSv																																																																																																						
	皮ふ	1 Sv																																																																																																						
測定場所	測定対象																																																																																																							
	線量当量率	外部放射線に係る線量当量	空気中の放射性物質の濃度	放射性物質の表面密度																																																																																																				
炉室 (付属プール側壁及び保管廃棄物保管容器を含む)	○	○	○	○																																																																																																				
設置場所／保管場所	測 定 対 象	測 定 器	台 数																																																																																																					
排気口	空気中の放射線物質の濃度	ベータ・ガンマ線 じんあいモニタ	1																																																																																																					
制御室及び汚染検査室	放射性物質の表面密度	ベータ線	GM 計数管式汚染サーベイメータ																																																																																																					
		ベータ線	GM 計数管 (ダスト/スミア用)																																																																																																					
	線量当量率	ガンマ線	NaI シンチレーション式サーベイメータ																																																																																																					
	管理区域退出モニタ	HFC モニタ	1																																																																																																					
事務室	ガンマ線	個人線量計	15																																																																																																					
項 目	基準値																																																																																																							
実効線量	1日 100 μSv																																																																																																							
項 目	制 限 値																																																																																																							
実効線量	100 mSv																																																																																																							
等価線量	眼の水晶体	300 mSv																																																																																																						
	皮ふ	1 Sv																																																																																																						
測定場所	測定対象																																																																																																							
	線量当量率	外部放射線に係る線量当量	空気中の放射性物質の濃度	放射性物質の表面密度																																																																																																				
炉室 (付属プール側壁及び保管廃棄物保管容器を含む)	○	○	○	○																																																																																																				
設置場所／保管場所	測 定 対 象	測 定 器	台 数																																																																																																					
排気口	空気中の放射線物質の濃度	ベータ・ガンマ線 じんあいモニタ	1																																																																																																					
制御室及び汚染検査室	放射性物質の表面密度	ベータ線	表面汚染密度測定用サーベイメータ																																																																																																					
		ベータ線	ダスト/スミア用放射能測定装置																																																																																																					
	線量当量率	ガンマ線	線量当量率測定用サーベイメータ																																																																																																					
	管理区域退出モニタ	ハンド・フット・クロズモニタ	1																																																																																																					
事務室	ガンマ線	個人線量計 (電子式)	5																																																																																																					

旧					新							備考	
第15表 放射線業務従事者の認定に必要な保安教育(第62条及び第63条)					第15表 保安教育の項目(第62条, 第63条, 第64条関係)							改正法第3条の施行による変更、追加 (試験炉規則第15条第2項第5号の制 定による見直し) (保安教育対象者の記載の適正化) (保安教育内容の記載の適正化) (随時保安教育の実施の明確化) (保安教育免除の明確化)	
放射線業務従事者	保安教育項目	保安教育内容	実施時期・頻度	実施時間	保安教育項目	保安教育内容	実施時期・頻度	放射線業務従事者		放射線業務従事者としての認定を必要としない者	実施時間		
所員	関係法令及び保安規定に関すること	炉規法	当初1回	0.5時間以上	関係法令及び本規定に関すること	炉規法の概要	就業前	所員	所員外	所員	所員外		0.5時間以上
		原子炉施設保安規定				本規定の概要		○	—	—	—		
		原子炉設置許可申請書				原子炉施設の構造及び性能に関すること		◎	○	◎	○		
施設巡視者	原子炉施設の位置、構造及び性能並びにその操作に関すること	原子炉廃止措置計画(変更)認可申請書	当初1回	0.5時間以上	原子炉施設の構造及び性能に関すること	原子炉施設の廃止措置に関すること	◎	○	○	—	0.5時間以上		
		原子炉施設の構造等											
所員 所員外 施設巡視者	放射線管理に関すること	放射線の基礎的性質及び人体に及ぼす影響	当初1回	0.5時間以上	放射線管理に関すること	放射線の人体に与える影響 放射線測定器の取扱い方法 管理区域等での安全管理 (出入り管理, 被ばく管理, 物品移動管理)	就業前	◎	○	◎	○		0.5時間以上
		放射線測定器取扱い法											
		管理区域等での安全管理 被ばく管理, 出入り管理, 物品の移動管理											
所員 所員外	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物	当初1回	0.5時間以上	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物の取扱い	◎	○	—	—	0.5時間以上		
所員 所員外 施設巡視者	異常の場合に採るべき処置に関すること	異常時の組織 事故拡大の防止及び避難の指示 火災及び地震の場合の対応	当初1回	0.5時間以上	異常事態時の組織 事故拡大の防止及び避難の指示 火災及び地震の場合の対応	異常事態時の組織 事故拡大の防止及び避難の指示 火災及び地震の場合の対応	◎	○	◎	○	0.5時間以上		
所員 施設巡視者	随時の教育	原子炉施設, 法令, 保安規定等の変更時	その都度	変更内容により必要とされる時間	随時*の教育	変更の内容	その都度	◎	○	○	—	変更内容により必要とされる時間	
第62条及び第63条に定める項目に関する再教育			毎年度当初1回	0.5時間以上	継続に係る教育		年度初	○	○	○	○	0.5時間以上	

◎ : 全員が受ける項目
 ○ : 当該従業員の業務に応じた項目
 — : 省略することができる項目
 * : 性能維持施設, 法令, 本規定等の変更時

旧					新					備考
第18表 原子炉施設に関する記録 (試験炉規則第6条に基づく記録)(第78条関係)					第18表 試験炉規則第6条に基づき作成し保存する記録 (第78条関係)					記載の適正化 改正法第3条の施行による変更、追加 (試験炉規則第6条の改正による変更、 試験炉規則第15条第2項第16号の制 定による変更、追加)
記録事項	記録の名称	記録すべき場合	保存期間	保存責任者	記録事項	保安規定	記録の名称	記録すべき場合	保存期間	
1. 原子炉施設の検査記録				所長	1. 試験研究用等原子炉施設の施設管理(試験炉規則第9条第1項に規定するもの)に係る記録					
イ 使用前検査の結果 (原子炉等規制法第28条第1項関係)	使用前検査書	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間		イ 使用前確認の結果	該当なし				
ロ 施設定期自主検査の結果 (試験炉規則第10条第2項関係)	施設定期自主検査記録	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間		ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	規定第22条—第26条関係	施設管理実施状況記録	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
2. 運転記録					ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	規定第16条の2及び第16条の4関係	施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価記録	評価の都度	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
3. 燃料体の記録					2. 運転記録	削除				
4. 放射線管理記録					3. 燃料体の記録	削除				
イ 原子炉本体、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 (規定第57条関係)		毎週1回	10年間	室長	4. 放射線管理記録					
ロ 放射性廃棄物の排気口又は廃棄監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (規定第32条関係)	放射線管理等報告	排気について、1日の平均濃度にあつては廃棄設備を運転する都度、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間 排水記録については機能停止措置後10年間	室長	イ 原子炉本体、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	規定第57条関係	環境放射線測定記録	毎週1回	10年間	
ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (規定第57条関係)		毎週1回	10年間	室長	ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	規定第32条関係	排気口放射性物質濃度	排気について、1日の平均濃度にあつては排気設備を運転する都度、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間 排水記録については機能停止措置後10年間	
ニ 放射線作業従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (規定第51条関係)	個人被ばく線量測定記録	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	試験炉規則第6条第5項に定める期間	室長	ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	規定第57条関係	環境放射線測定記録	毎週1回	10年間	
					ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日	規定第51条関係	個人被ばく線量測定記録 個人管理台帳	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月	試験炉規則第6条第5項に定める期間	

旧	新					備考
<p>第18表 原子炉施設に関する記録 (試験炉規則第6条に基づく記録) (第78条関係) (続き)</p>						
<p>4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (規定第51条関係)</p>		<p>原子力規制委員会が定める5年間に於いて毎年度1回期間(第1欄に掲げる当該1年間に降に限る。)</p>	<p>試験炉規則第6条第5項に定める期間</p>	<p>室長</p>	<p>日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により原子炉設置者が妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p>	
<p>放射線業務従事者の緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (規定第56条関係)</p>	<p>緊急作業従事記録</p>	<p>その都度</p>	<p>試験炉規則第6条第5項に定める期間</p>	<p>所長</p>	<p>ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</p>	<p>原子力規制委員会が定める5年間に於いて毎年度1回期間(第1欄に掲げる当該1年間に降に限る。)</p>
<p>放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間に於ける当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (規定第51条関係)</p>	<p>電離放射線健康診断個人票</p>	<p>その者が当該業務に就く時</p>	<p>試験炉規則第6条第5項に定める期間</p>	<p>所長</p>	<p>規定第51条関係</p>	<p>試験炉規則第6条第5項に定める期間</p>
<p>工場又は事業所(原子力船を含む。)の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路 (規定第31条関係)</p>		<p>運搬の都度</p>	<p>1年間</p>	<p>所長</p>	<p>ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p>	<p>緊急作業従事記録</p>
<p>廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 (規定第28条関係)</p>		<p>廃棄の都度</p>	<p>廃止措置が終了するまでの期間</p>	<p>所長</p>	<p>規定第56条関係</p>	<p>試験炉規則第6条第5項に定める期間</p>
<p>放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (規定第28条関係)</p>	<p>放射性廃棄物保管記録</p>	<p>封入又は固型化の都度</p>	<p>廃止措置が終了するまでの期間</p>	<p>室長</p>	<p>ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間に於ける当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>	<p>電離放射線健康診断個人票 個人管理台帳</p>
<p>放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名 (規定第49条、第79条関係)</p>	<p>汚染の防止又は除去の記録</p>	<p>防止及び除去の都度</p>	<p>1年間</p>	<p>室長</p>	<p>チ 工場又は事業所(原子力船を含む。)の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	<p>原子炉用核燃料物質等所外運搬記録</p>
<p>5. 保守記録</p>						
<p>原子炉施設の巡視及びその担当者の氏名 (規定第26条関係)</p>	<p>原子炉施設点検表</p>	<p>毎週1回</p>	<p>1年間</p>	<p>室長</p>	<p>規定第31条関係</p>	<p>1年間</p>
<p>原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名 (規定第23条、第24条、第25条関係)</p>	<p>原子炉施設修理記録</p>	<p>修理の都度</p>	<p>1年間</p>		<p>リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p>	<p>放射性廃棄物処理記録 放射性廃棄物台帳</p>
<p>6. 原子炉施設における放射線の利用記録</p>						
<p>削除</p>						
<p>又 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p>		<p>封入又は固型化の都度</p>	<p>試験炉規則第6条第7項に定める期間</p>	<p>規定第28条及び第29条関係</p>	<p>放射性廃棄物保管記録</p>	<p>試験炉規則第6条第7項に定める期間</p>
<p>ル 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</p>		<p>防止及び除去の都度</p>	<p>1年間</p>	<p>規定第49条及び第79条関係</p>	<p>異常時措置記録</p>	<p>1年間</p>

旧				新					備考
第18表 原子炉施設に関する記録 (試験炉規則第6条に基づく記録) (第78条関係) (続き)									
7. 原子炉施設等の事故記録 (規定第79条関係)				所長	5. 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用記録	削除			
イ 事故の発生及び復旧の日時		その都度	廃止措置が終了するまでの期間		6. 試験研究用等原子炉施設等の事故記録	規定第79条関係	事故記録		
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置		その都度	廃止措置が終了するまでの期間		イ 事故の発生及び復旧の日時			その都度	試験炉規則第6条第7項に定める期間
ハ 事故の原因		その都度	廃止措置が終了するまでの期間		ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置			その都度	試験炉規則第6条第7項に定める期間
ニ 事故後の処置		その都度	廃止措置が終了するまでの期間		ハ 事故の原因			その都度	試験炉規則第6条第7項に定める期間
8. 気象記録				室長	ニ 事故後の処置			その都度	試験炉規則第6条第7項に定める期間
削除					7. 気象記録	削除			
9. 保安教育の記録				所長	8. 保安教育の記録				
イ 保安教育の実施計画 (規定第61条関係)	年間教育実施計画	策定の都度	3年間		イ 保安教育の実施計画	規定第61条関係	年間教育実施計画	策定の都度	3年間
ロ 保安教育の実施日時及び項目 (規定第61条関係)	保安教育記録	策定の都度	3年間		ロ 保安教育の実施日時及び項目	規定第61条関係	保安教育実施記録	策定の都度	3年間
ハ 保安教育を受けた者の氏名 (規定第66条関係)	保安教育記録	策定の都度	3年間		ハ 保安教育を受けた者の氏名	規定第66条関係		策定の都度	3年間
10. 試験炉規則第14条の2の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果					9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用等原子炉施設の設備の名称	規定第13条関係	廃止措置工事記録	認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	試験炉規則第6条第7項に定める期間
該当なし					10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の結果	該当なし			
11. 品質保証計画				所長	11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	規定第10条、第11条及び第13条関係	品質マネジメント記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更)後5年が経過するまでの期間
イ 品質保証計画の策定 (規定第10条関係)	品質保証計画書	策定及び改定の都度	次の改定後3年間		12. 試験炉規則第14条の3に規定する防護措置の記録	該当なし			
					13. 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の濃度について法第61条の2第1項の規定に基づく確認をうけようとする	規定第27条関係			

旧	新				備考		
<p>るもの（以下「放射能濃度確認対象物」という。）の記録</p> <p>イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録</p> <p>（1）放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染状況について調査を行った記録</p> <p>（2）放射能濃度確認対象物の材質及び重量</p> <p>（3）放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果</p> <p>（4）放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果</p> <p>（5）評価に用いる放射性物質の選択を行った結果</p> <p>（6）放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果</p> <p>ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録</p> <p>（1）放射性物質の放射能濃度の測定条件</p> <p>（2）放射能濃度の測定結果</p> <p>（3）放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果</p> <p>（4）測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果</p> <p>（5）放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目</p> <p>ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録</p>							
			放射能濃度確認対象物調査記録	評価の都度		工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
				評価の都度		工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
						工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
				その都度		工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
				選択の都度		工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
				評価の都度		工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
			放射能濃度確認対象物測定及び評価記録	測定又は評価の都度		工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
				測定又は評価の都度		工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
				測定又は評価の都度		工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
			放射能濃度確認対象物 放射線測定装置 点検・校正・保守・管理記録（写し）	その都度		工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
			放射能濃度確認対象物 測定・評価教育訓練記録（写し）	その都度		工場又は事業所から搬出された後 10 年間	
		放射能濃度確認対象物 管理記録	その都度	工場又は事業所から搬出された後 10 年間			

旧	新	備考																				
<p>(新設)</p>	<p>第19表 試験炉規則の第6条以外の規定に基づき作成し保存する記録 (第78条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1311 262 2362 583"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>根拠条項</th> <th>記録の名称</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期事業者検査の結果 (規定第21条関係)</td> <td>試験炉規則 第3条の1 0第2項</td> <td>定期事業者 検査記録</td> <td>検査の都度</td> <td>当該原子炉施設の解体又は廃棄 をした後5年が経過するまでの 期間</td> </tr> <tr> <td>使用前検査の結果</td> <td>旧試験炉規 則第6条</td> <td>使用前検査 書</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する使用前確認ま たは定期事業者検査のときまで の期間</td> </tr> <tr> <td>施設定期自主検査の結 果</td> <td>旧試験炉規 則第6条</td> <td>施設定期自 主検査記録</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の定期事業 者検査のときまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	根拠条項	記録の名称	記録すべき場合	保存期間	定期事業者検査の結果 (規定第21条関係)	試験炉規則 第3条の1 0第2項	定期事業者 検査記録	検査の都度	当該原子炉施設の解体又は廃棄 をした後5年が経過するまでの 期間	使用前検査の結果	旧試験炉規 則第6条	使用前検査 書	検査の都度	同一事項に関する使用前確認ま たは定期事業者検査のときまで の期間	施設定期自主検査の結 果	旧試験炉規 則第6条	施設定期自 主検査記録	検査の都度	同一事項に関する次の定期事業 者検査のときまでの期間	<p>記載の適正化 改正法第3条の施行による変更、追加 (試験炉規則第6条の改正による変更、 試験炉規則第15条第2項第16号の制 定による変更、追加)</p>
	記録事項	根拠条項	記録の名称	記録すべき場合	保存期間																	
	定期事業者検査の結果 (規定第21条関係)	試験炉規則 第3条の1 0第2項	定期事業者 検査記録	検査の都度	当該原子炉施設の解体又は廃棄 をした後5年が経過するまでの 期間																	
	使用前検査の結果	旧試験炉規 則第6条	使用前検査 書	検査の都度	同一事項に関する使用前確認ま たは定期事業者検査のときまで の期間																	
施設定期自主検査の結 果	旧試験炉規 則第6条	施設定期自 主検査記録	検査の都度	同一事項に関する次の定期事業 者検査のときまでの期間																		

旧	新	備考
(新設)	<p>別添</p> <p>品質マネジメント計画</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設の安全を達成・維持・向上させるため、品管規則及び「同規則の解釈」に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次によるもの以外は、本則及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」に従う。</p> <p>(1) 保安に係る組織</p> <p>本則第6条に定める保安管理の組織の各部門の総称をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に係る組織は、本品質マネジメント計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを当該組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。</p>	<p>改正法第3条の施行による変更、追加 (品質マネジメントシステムに関する追加)</p>

旧	新	備考
	<p>c) <u>プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</u></p> <p>d) <u>プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>e) <u>プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>f) <u>プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</u></p> <p>g) <u>プロセス及び保安に係る組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p>h) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p>(7) <u>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般要求事項</p> <p><u>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる体系の下に文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>b) <u>保安規定及び本品質マネジメント計画の運営を具体化するための品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）からなる一次文書</u></p> <p>c) <u>一次文書に定められた要領からなる二次文書</u></p> <p>d) <u>二次文書以外に、保安に係る組織が実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要とする、手順書、指示書、図面等からなる三次文書</u></p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p><u>理事長は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p>d) <u>品質マネジメントシステムのために作成した要領、手順書等の参照情報</u></p> <p>e) <u>プロセスの相互の関係</u></p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、品質マネジメント文書を管理する。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書管理要領」を作</u></p>	

旧	新	備考
	<p><u>成する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</u></p> <p>c) <u>a) 及び b) の審査及び b) の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</u></p> <p>d) <u>品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u></p> <p>e) <u>改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u></p> <p>f) <u>品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</u></p> <p>g) <u>保安に係る組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</u></p> <p>h) <u>廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u></p> <p><u>4.2.4 記録の管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じて、室長にこれを管理させる。</u></p> <p>(2) <u>所長は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「記録管理要領」を作成する。</u></p> <p><u>5. 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u></p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>a) <u>品質方針を定めること。</u></p> <p>b) <u>品質目標が定められているようにすること。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</u></p> <p>d) <u>5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</u></p> <p>e) <u>資源が利用できる体制を確保すること。</u></p> <p>f) <u>関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明す</u></p>	

旧	新	備考
	<p><u>る責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の確保の重視</u> <u>理事長は、保安に係る組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u> <u>理事長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</u> a) <u>保安に係る組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</u> b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に理事長が責任を持って関与すること。</u> c) <u>品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</u> d) <u>要員に周知され、理解されていること。</u> e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に理事長が責任を持って関与すること。</u></p> <p><u>5.4 計画</u> <u>5.4.1 品質目標</u> (1) <u>理事長は、所長に、研究所の品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。</u> (2) <u>理事長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u> (1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</u> (2) <u>理事長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</u> b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> c) <u>資源の利用可能性</u> d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u> <u>5.5.1 責任及び権限</u> <u>理事長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u></p> <p><u>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</u> <u>理事長は、総長に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u></p>	

旧	新	備考
	<p>a) <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について理事長に報告すること。</u></p> <p>c) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、所長に、次に掲げる業務が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p>a) <u>個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p>b) <u>要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>c) <u>個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p>(2) <u>所長は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p>d) <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p>(3) <u>所長は、管理監督する業務に関する自己評価を毎年度行う。</u></p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p><u>理事長は、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）、立教大学においては統括本部の会議、研究所においては所員会を通じて、保安に係る組織の内部の情報が適切に伝達されるようにし、及び品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p><u>理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、マネジメントレビューを、毎年度行う。</u></p>	

旧	新	備考
	<p><u>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</u></p> <p><u>8.8.2 に定める内部監査員、総長及び所長は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>保安に係る組織の外部の者の意見</u> c) <u>プロセスの運用状況</u> d) <u>定期事業者検査並びに自主検査等の結果</u> e) <u>品質目標の達成状況</u> f) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況</u> g) <u>関係法令の遵守状況</u> h) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</u> i) <u>従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u> j) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u> k) <u>部門又は要員からの改善のための提案</u> l) <u>資源の妥当性</u> m) <u>保安活動の改善のために講じた措置の実効性</u> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u></p> <p><u>(1) 理事長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</u> b) <u>個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u> d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u> e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u> <p><u>(2) 理事長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、室長にこれを管理させる。</u></p> <p><u>(3) 理事長、総長及び所長は、(1)の決定事項について、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>6. 資源の管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、理事長、総長及び所長がそれぞれの権限及び責任において、これを確保し、及び管理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>要員</u> b) <u>個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</u> c) <u>作業環境</u> d) <u>その他必要な資源</u> <p><u>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</u></p>	

旧	新	備考
	<p>(1) <u>理事長、総長及び所長は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</u></p> <p>(2) <u>所長は、研究所における要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a) <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u></p> <p>b) <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</u></p> <p>c) <u>b)の措置の実効性を評価すること。</u></p> <p>d) <u>要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p> <p>i) <u>品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p>ii) <u>品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p>iii) <u>原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p>7. <u>個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p>7.1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p>(1) <u>所長及び室長は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</u></p> <p>(2) <u>所長及び室長は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</u></p> <p>(3) <u>所長及び室長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</u></p> <p>b) <u>機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u></p> <p>c) <u>機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u></p> <p>d) <u>定期事業者検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</u></p> <p>e) <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p>(4) <u>所長及び室長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす</u> <u>る。</u></p> <p>7.2 <u>個別業務等要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u></p> <p><u>所長及び室長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</u></p> <p>a) <u>明示されていないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p>b) <u>関係法令</u></p> <p>c) <u>a)及びb)に掲げるもののほか、研究所が必要とする要求事項</u></p>	

旧	新	備考
	<p><u>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</u></p> <p>(1) 所長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、保安監督者に、あらかじめ、<u>個別業務等要求事項の審査を実施させる。</u></p> <p>(2) 保安監督者は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a) <u>当該個別業務等要求事項が定められていること。</u></p> <p>b) <u>当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</u></p> <p>c) <u>研究所が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p>(3) 室長は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 所長及び室長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p><u>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p>研究所は、原子力規制庁との面談及び原子力規制委員会による規制検査並びに調達物品等の納入業者等との面談等を通じて情報収集を行うとともに、面談等の相手方に研究所に関する情報を伝達する。</p> <p><u>7.3 設計開発</u></p> <p><u>7.3.1 設計開発計画</u></p> <p>(1) 所長及び室長は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 所長及び室長は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) <u>設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>c) <u>設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u></p> <p>d) <u>設計開発に必要な研究所の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 所長及び室長は、<u>実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p>(4) 所長及び室長は、(1)の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p><u>7.3.2 設計開発に用いる情報</u></p> <p>(1) 室長は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) <u>機能及び性能に係る要求事項</u></p> <p>b) <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報とし</u></p>	

旧	新	備考
	<p><u>て適用可能なもの</u></p> <p><u>c) 関係法令</u></p> <p><u>d) その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p><u>(2) 保安監督者は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、所長はこれを承認する。</u></p> <p><u>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</u></p> <p><u>(1) 室長は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p><u>(2) 室長は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p><u>(3) 室長は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p><u>a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</u></p> <p><u>b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</u></p> <p><u>c) 合否判定基準を含むものであること。</u></p> <p><u>d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</u></p> <p><u>7.3.4 設計開発レビュー</u></p> <p><u>(1) 所長は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</u></p> <p><u>a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</u></p> <p><u>b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u></p> <p><u>(2) 所長は、設計開発レビューに、室長及び保安監督者を参加させる。</u></p> <p><u>(3) 室長は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7.3.5 設計開発の検証</u></p> <p><u>(1) 所長は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従い、安全委員会に諮問して、検証を実施する。</u></p> <p><u>(2) 室長は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7.3.6 設計開発の妥当性確認</u></p> <p><u>(1) 所長は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、室長に、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施させる。</u></p> <p><u>(2) 所長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</u></p>	

旧	新	備考
	<p>(3) 室長は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 室長は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 所長は、設計開発の変更に当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 室長は、(2)の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 室長は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 室長は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(2) 室長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 室長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) 室長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 室長は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 所長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 室長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p>	

旧	新	備考
	<p>g) <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>室長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において定期事業者検査その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) <u>室長が調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、保安監督者は、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p>(4) <u>室長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 <u>調達物品等の検証</u></p> <p>(1) <u>室長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p>(2) <u>室長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について、調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p> <p>7.5 <u>個別業務の実施</u></p> <p>7.5.1 <u>個別業務の管理</u></p> <p><u>所長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p>a) <u>原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</u></p> <p>b) <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u></p> <p>c) <u>当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u></p> <p>d) <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u></p> <p>e) <u>8.2.3の規定に基づき監視測定を実施していること。</u></p> <p>f) <u>本規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認が行われていること。</u></p> <p>7.5.2 <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u></p> <p>(1) <u>所長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、室長に妥当性確認を行わせる。</u></p> <p>(2) <u>室長は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p>(3) <u>室長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) <u>室長は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u></p> <p>a) <u>当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u></p> <p>b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u></p> <p>c) <u>妥当性確認の方法</u></p>	

旧	新	備考
	<p><u>7.5.3 識別管理</u> <u>室長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p> <p><u>7.5.4 トレーサビリティの確保</u> <u>室長は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p> <p><u>7.5.5 組織の外部の者の物品</u> <u>室長は、研究所の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7.5.6 調達物品の管理</u> <u>室長は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</u></p> <p><u>7.6 監視測定のための設備の管理</u></p> <p><u>(1) 所長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p><u>(2) 室長は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p><u>(3) 室長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p><u>a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</u></p> <p><u>b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u></p> <p><u>c) 所要の調整がなされていること。</u></p> <p><u>d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p><u>e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p><u>(4) 室長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p><u>(5) 室長は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>(6) 室長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(7) 室長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p>	

旧	新	備考
	<p><u>8. 評価及び改善</u></p> <p><u>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p><u>(1) 理事長、総長及び所長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p><u>(2) 保安に係る組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</u></p> <p><u>8.2 監視測定</u></p> <p><u>8.2.1 組織の外部の者の意見</u></p> <p><u>所長及び室長は、監視測定の一環として、原子力規制庁との面談、原子力規制庁による規制検査その他の方法を通じて、原子力の安全の確保に対する外部の者の意見を把握する。</u></p> <p><u>8.2.2 内部監査</u></p> <p><u>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、毎年度、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</u></p> <p><u>a) 品質マニュアルに基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p><u>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p><u>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p><u>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p><u>(4) 理事長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p><u>(5) 理事長は、内部監査の対象の外部から内部監査員を選任する。</u></p> <p><u>(6) 理事長は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査実施要領」に定める。</u></p> <p><u>(7) 理事長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p><u>(8) 理事長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p><u>8.2.3 プロセスの監視測定</u></p> <p><u>(1) 理事長、総長及び所長は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。</u></p> <p><u>(2) 理事長、総長及び所長は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p>	

旧	新	備考
	<p>(3) 理事長及び所長は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2 (1) 及び7.1 (1) の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 理事長、総長及び所長は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 理事長、総長及び所長は、5.4.2 (1) 及び7.1 (1) の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 所長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、定期事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 室長は、定期事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 室長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 所長は、個別業務計画に基づく定期事業者検査又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 所長は、保安活動の重要度に応じて、定期事業者検査の独立性（当該定期事業者検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に定期事業者検査を実施させることその他の方法により、定期事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 所長は、(5)を自主検査等について準用する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 所長及び室長は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 所長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合等措置要領」に定める。</p> <p>(3) 室長は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 室長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）</p>	

旧	新	備考
	<p>に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 室長は、(3) a) の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 理事長、総長及び所長は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 理事長、総長及び所長は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) 保安に係る組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>d) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 継続的な改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>理事長、総長及び所長は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>i) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>ii) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>(2) 所長は、(1)に掲げる事項について、「不適合等措置要領」に定める。</p> <p>(3) 理事長、総長及び所長は、「不適合等措置要領」に基づき、複数の不適合その他の事象</p>	

旧	新	備考
	<p><u>に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>8.5.3 未然防止処置</u></p> <p><u>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>a) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</u></p> <p><u>b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</u></p> <p><u>c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p><u>d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p><u>e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p><u>(2) 所長は、(1)の各項目について、「不適合等措置要領」に定める。</u></p>	